



第2次穴栗市総合計画後期基本計画 第2次穴栗市地域創生総合戦略



人と自然が輝き
みんなで創る 夢のまち



宍粟市民憲章

(平成 21 年 3 月 1 日制定)

わたしたちの宍粟市は、豊かな森林と清流、
そして悠久の歴史と文化のもとで発展してきたまちです。
わたしたちは、かけがえのないこのふるさとを誇りとし、
未来に輝く宍粟市の創造をめざして、次のことを誓います。

守っていききたい

四季を織りなす 豊かな自然

伝えていききたい

祖先のあしあと 先人の知恵

大切にしたい

敬うところ 支えあいの輪

育てていききたい

宍粟を築く かがやく笑顔



市花 ささゆり

(平成 17 年 11 月 20 日制定)

細長い葉がササに似ていることから名づけられ、市内各所の山裾に自生します。6月から7月に清楚な細長い漏斗型の淡紅色から白色の花を咲かせます。



市章

(平成 17 年 4 月 1 日制定)

播磨の豊かな緑に包まれて、明るく輝き元気に育っていく子どもの姿をイメージしており、人と自然が共に響きあいながら発展していく市の様子を表現しています。



市木 ブナ

(平成 17 年 11 月 20 日制定)

市内では、氷ノ山周辺や三室山周辺、藤無山周辺の山頂や尾根に分布します。その公益的機能から「環境適合型社会の構築」のシンボリックな木となっています。

ごあいさつ

本市は豊かな森林^{もり}と清流、そして悠久の歴史と文化のもとで発展してきたまちであり、まちの将来像として「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」を掲げ、豊かな自然を生かし、市民一人ひとりがまちづくりの主役となり、「住んで良かった」、「いつまでも住み続けたい」と思えるまちづくりを進めてまいりました。



現在、我が国では少子高齢化による人口減少が進んでおり、本市においても人口減少が急速に進み、地域経済及び行財政の縮小や地域コミュニティ機能の低下などの課題が深刻となっております。また、グリーン社会の実現と頻発する自然災害への備えや、人々の価値観やライフスタイルの変化への対応など、行政課題は複雑、多様化しています。さらには、新型コロナウイルス感染症は市民生活に甚大な影響を及ぼし、新たな生活様式への対応やそれに伴うデジタル化の加速など、社会情勢の急速な変化に対して柔軟に対応していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、総合的かつ計画的な市政運営を図るとともに、これまでの取組を一層深化させるべく「総合計画」と「地域創生総合戦略」を一体とした「第2次 次期市総合計画後期基本計画及び第2次 次期市地域創生総合戦略」を策定しました。

本計画では、前計画から引き続き、人口減少対策を最重要課題と位置づけ、「森林^{もり}から創^{はじ}まる地域創生」をまちづくりテーマに、本市の特色を生かした木育の視点を新たに取り入れながら、【住む】、【働く】、【産み育てる】、【まちの魅力】の4つの定住促進重点戦略に柱を置き、市民が暮らしやすい地域社会の実現を第一として、誰一人取り残さないというSDGsの理念のもと、各施策を進めてまいります。また、将来的な厳しい行財政が見込まれる中でも本計画を着実に推進していくことができるよう、行政改革大綱の理念や考え方をもとに、健全な行財政運営を推進します。加えて、多様化する地域課題に対応し、持続可能なまちづくりを進めていくには、市民、地域、事業者、団体など、多様な主体と行政との協働によりまちづくりを進めていく必要があります。引き続き、市民の皆さまと共に魅力あるまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました「次期市総合計画及び地域創生戦略委員会」の皆さまをはじめ、ワークショップやパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見を賜りました市民・各種団体の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和4(2022)年3月

次期市長 福元晶三

I 序論

はじめに	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の基本的な考え方	3
3. 計画の構成と期間	4
第1章 社会潮流	5
第2章 穴栗市の概況	7
1. 各種統計データからの現状	7
2. アンケート調査結果の概要	14
3. まちづくりワークショップの概要	18
4. 市民意識及び市の取組と方向性の整理	19

II 基本構想

第1章 穴栗市の将来像	22
1. 将来像の理念	22
2. 将来像の実現に向けた重点事項	23
3. 人口ビジョン	24
4. 将来の地域構造	26
5. 穴栗市の最重要課題とまちづくりのテーマ	29
第2章 定住促進重点戦略	35
第3章 基本目標と基本方針	37
第4章 計画の着実な推進に向けて	40
1. 参画と協働のまちづくりの推進	40
2. 男女共同参画の推進	42
3. シティプロモーションの推進	42
4. 「生涯活躍社会」の実現	42
5. デジタルトランスフォーメーション(DX)による社会変革への対応	43
6. ポストコロナ社会への対応	43
7. 地域強靱化の推進	44
8. 持続可能な行財政運営の推進	44
計画の全体像	46

III 後期基本計画

第1章 住み続けたい、住んでみたいまち	50
基本方針1 魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり	50
基本施策1 林業の振興	50
基本施策2 農業の振興	52
基本施策3 商工業の振興	54
基本施策4 観光の振興	56
基本方針2 環境にやさしく快適に暮らせるまちづくり	58
基本施策5 森林・田園・まち並み景観の保全	58
基本施策6 資源循環型社会の構築	60
基本施策7 住環境整備、土地利用の推進	62
基本施策8 道路網・上下水道の整備・維持	64

基本方針3 定住魅力の高いまちづくり	66
基本施策9 生活圏の拠点づくりの推進	66
基本施策10 移住・定住促進の充実	68
基本方針4 安全で安心なまちづくり	70
基本施策11 防災体制の充実	70
基本施策12 消防・救急体制の充実	72
基本施策13 防犯・交通安全の推進	74
基本施策14 消費者行政の推進	76
第2章 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち	78
基本方針5 子どもが健やかに育つまちづくり	78
基本施策15 子育て支援の充実	78
基本施策16 就学前教育の充実	80
基本施策17 学校教育の充実	82
基本施策18 青少年健全育成の推進	84
基本方針6 保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり	86
基本施策19 健康づくりの推進	86
基本施策20 地域医療の充実	88
基本施策21 地域福祉の充実	90
基本施策21-1 高齢者福祉の充実	92
基本施策21-2 障がい福祉の充実	94
基本施策22 社会保障の充実	96
基本方針7 心豊かにいきいきと学べるまちづくり	98
基本施策23 生涯学習の推進	98
基本施策24 文化・芸術活動の推進	100
基本施策25 スポーツ活動の推進	102
基本施策26 人権教育・啓発の推進	104
第3章 参画と協働・男女共同参画の推進	106
第4章 健全な行財政運営の推進(行政改革大綱)	108

IV 地域創生とSDGs

【1】地域創生総合戦略	114
【2】後期基本計画とSDGs17のゴールの関係性	118

V 資料編

用語解説	122
宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会委員名簿	130
諮問・答申文	131
宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例	133
第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び 第2次宍粟市地域創生総合戦略答申までの経過	134
市民参画／議会意見	135

The background is a solid blue color with a pattern of stylized, overlapping leaves in various shades of blue and teal. The leaves are scattered across the entire page, creating a textured, organic feel.

I 序論

はじめに

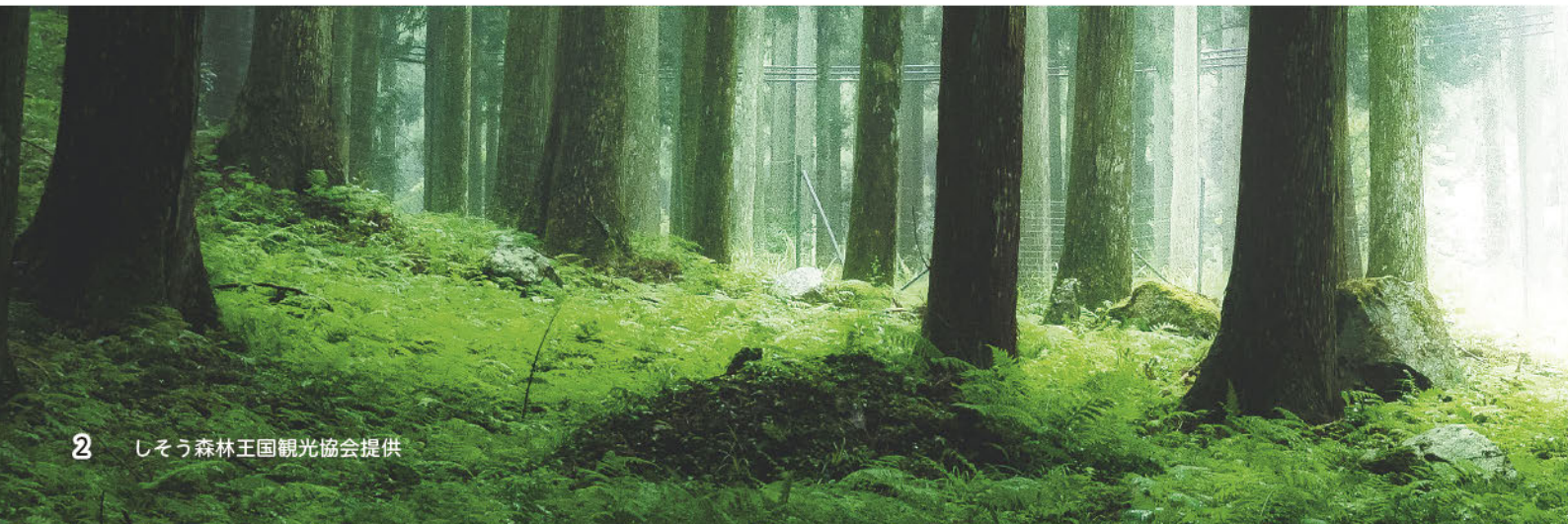
1. 計画策定の趣旨

本市では平成 27 (2015) 年度に策定した第 2 次宍粟市総合計画において、まちの将来像を「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」と掲げ、人口減少対策を最重要課題として、「住み続けたい、住んでみたいまち」「安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち」を基本目標にまちづくりを進めています。また、同じく平成 27 (2015) 年度に策定した宍粟市地域創生総合戦略（以下「第 1 次戦略」という。）では「森林から創まる地域創生」をテーマに定住促進重点戦略に取り組んできました。

人口減少を抑制していくためには長期的な視点を持ちながら着実に成果を積み上げていくことができるまちづくりが必要であり、これまでの取組をさらに深化させるとともに、平成 27 (2015) 年に国連で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」など、新たな社会潮流を踏まえた見直しが求められています。また、超高齢社会の中で労働力や地域の担い手の減少、医療・福祉などの社会保障にかかる費用の増大など、現役世代の負担が大きくなっており、これからのまちづくりでは元気な高齢者が様々な場面で活躍できる「生涯活躍社会」を目標とすることが重要です。

市政運営にあたっては厳しい財政状況が見込まれることから、継続的な行財政改革に取り組みつつ本市を取り巻く社会経済情勢や市民ニーズを的確に捉え、市民の参画と協働を含め、限られた資源を最大限に活用しながら戦略的にまちづくりを進めていかなければなりません。

こうした状況の中、現行の第 2 次宍粟市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）及び第 1 次戦略が令和 3 (2021) 年度に計画期間の満了を迎えることから、総合的かつ計画的な市政運営を図るべく、第 2 次宍粟市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）及び第 2 次宍粟市地域創生総合戦略（以下「第 2 次戦略」という。）を一体的に策定し、長期的な視野に立った持続可能なまちづくりの指針として、第 2 次戦略に基づく人口減少対策に特化した取組を含め、選択と集中によるこれからの本市のまちづくりの方向性を示すものです。



2. 計画の基本的な考え方

【1】行政の計画ではなく市全体の計画

後期基本計画及び第2次戦略は市民、地域、事業者、団体、議会及び行政が市の将来像の実現に向けたまちづくりを進めていくための方向性と課題を共有し、その課題の解消に向けた取組を明確にすることで、それぞれの役割のもと、持続的なまちづくりを進める市全体の計画とします。

【2】まちづくりの方向性を明確にするビジョン(基本構想(11年間))

基本構想は市全体として喫緊に取り組まなければならない最も重要な課題を明確にする中で、まちの将来像とまちづくりの方向性を示します。

【3】重要課題とその取組を明確にする指針(基本計画(5年間))

基本計画は基本構想で示したまちづくりの方向性を踏まえ、各種施策における重要課題と優先すべき取組を示します。さらに、施策の進捗状況や取組の成果が分かる計画とします。

◇ 優先項目を明確にした計画

限られた財源の中で、目標達成に向けた着実な計画の実現を図るため、計画期間中に優先すべき取組を示すとともに「森林から創まる^{もろ}地域創生^{はじ}」の実現に向け、選択と集中により実効性を高めます。

◇ 成果が分かる計画

各種施策の成果を測るため、「まちづくり指標」を設定し、誰にでも分かりやすく、適正な評価ができる計画とします。

◇ 社会潮流に対応した柔軟な計画

社会潮流の変化に合わせながら、柔軟に対応することができる計画とします。

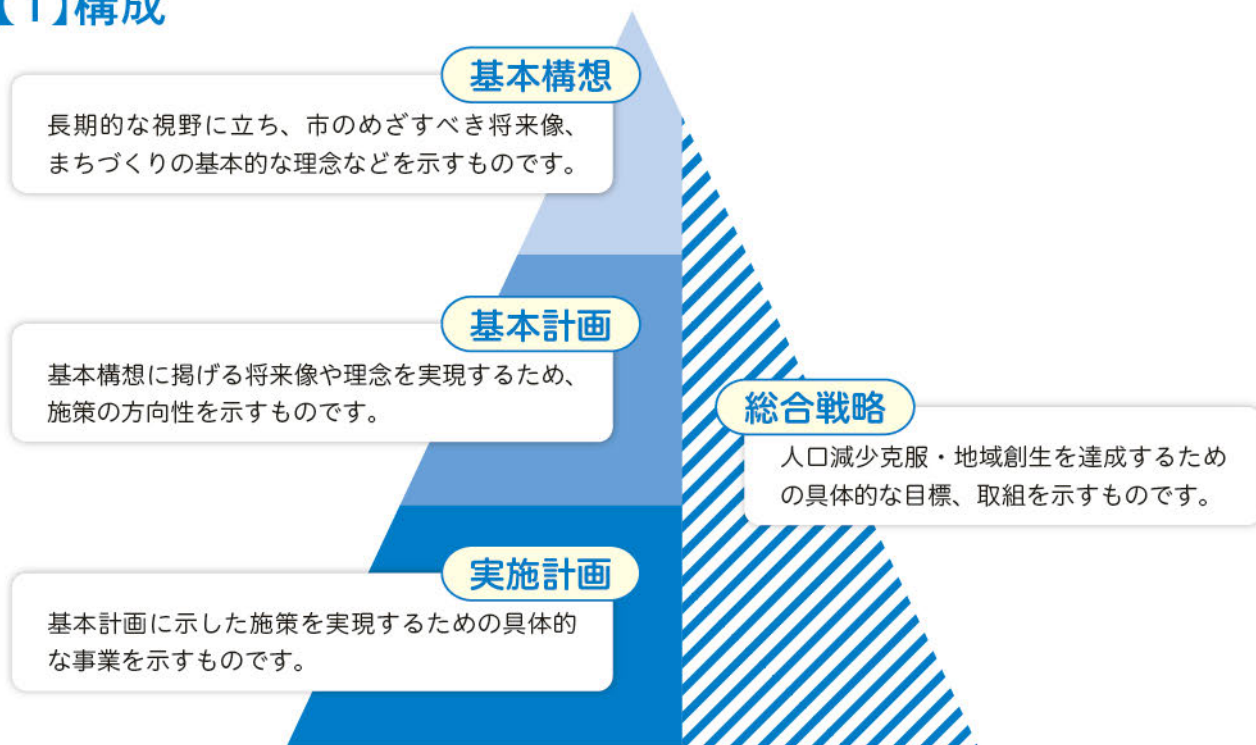
◇ 市民の参画と協働により進める計画

計画策定に市民アンケートやワークショップなどを通じた市民のニーズや提案を取り入れながら、市民の参画と協働により進める計画とします。



3. 計画の構成と期間

【1】構成



【2】計画期間

基本構想の計画期間は平成 28 (2016) ～令和 8 (2026) 年度の 11 年間とし、後期基本計画及び第 2 次戦略の計画期間は令和 4 (2022) ～ 8 (2026) 年度の 5 年間です。実施計画は 3 ヶ年計画のローリング方式とし、毎年、実績や現状・課題に基づき見直しを行います。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
基 本 構 想										

第1章 社会潮流

① 人口減少、少子高齢化の進行

日本の人口は平成 20 (2008) 年をピークに減少局面に入り、令和 35 (2053) 年には1 億人を下回ると推計されています。出生数は減少し続ける一方、令和 7 (2025) 年には団塊の世代が後期高齢者 (75 歳以上) に達するなど、少子高齢化による人口構造の変化が予測されます。

一方、平均寿命が延びており、「人生 100 年時代」を健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、「生涯活躍社会」を実現していくことが必要です。

都市部への人口集中による地方における人口減少に歯止めをかけるため、全国の自治体で移住・定住促進や関係人口・交流人口の増加に向けて地域資源を活用し、まちの魅力を向上させ、当該魅力を発信する取組が進められています。

② 安全への意識の高まり

全国各地で台風や集中豪雨、大規模な地震などが発生しており、暮らしの安全の確保はまちづくりの最も大切な要素となっています。東日本大震災や熊本地震では役所・役場自体が被災し行政機能が維持できなかったことが課題として挙げられており、災害時における「自助」「共助」「公助」の取組が求められています。

③ 産業を取り巻く環境の変化

IoT や AI の進化、ビッグデータの活用により、ロボットや自動運転などの技術革新が進展することで産業構造の転換が図られ、生産年齢人口の減少による労働力不足を補うことができる可能性も考えられます。こうした状況を背景として、仕事のあり方や労働市場に求められる人材も変化することが予測されます。

④ 子育て支援、学びの充実

国では保育の受け皿確保、幼児教育・保育の無償化など、子育て支援の充実に向けた取組が進められています。また、学校教育では新学習指導要領 (平成 29 (2017) 年告示) において、「生きる力」を育むため「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力の育成」及び「学びに向かう力・人間性等」の育成をめざすこととされています。

第1章 社会潮流

⑤ 持続可能な開発目標 (SDGs) の実現に向けた取組推進

平成 27 (2015) 年に国連において採択された持続可能な開発目標 – SDGs (Sustainable Development Goals) は世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための 17 の目標と 169 のターゲットを定め、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組む国際社会全体の普遍的な目標とされています。

⑥ 協働のまちづくりの必要性の高まり

全国的に人口減少、少子高齢化、自治会加入率の低下など、地域活動の担い手の減少により地域コミュニティの活力が低下しています。また、地域の人間関係が希薄化する中、見守り活動や近隣の助け合いなど、地域のつながりの大切さが再認識されており、市民の参画・協働の視点に立ったまちづくりが求められています。



第2章 穴栗市の概況

1. 各種統計データからの現状

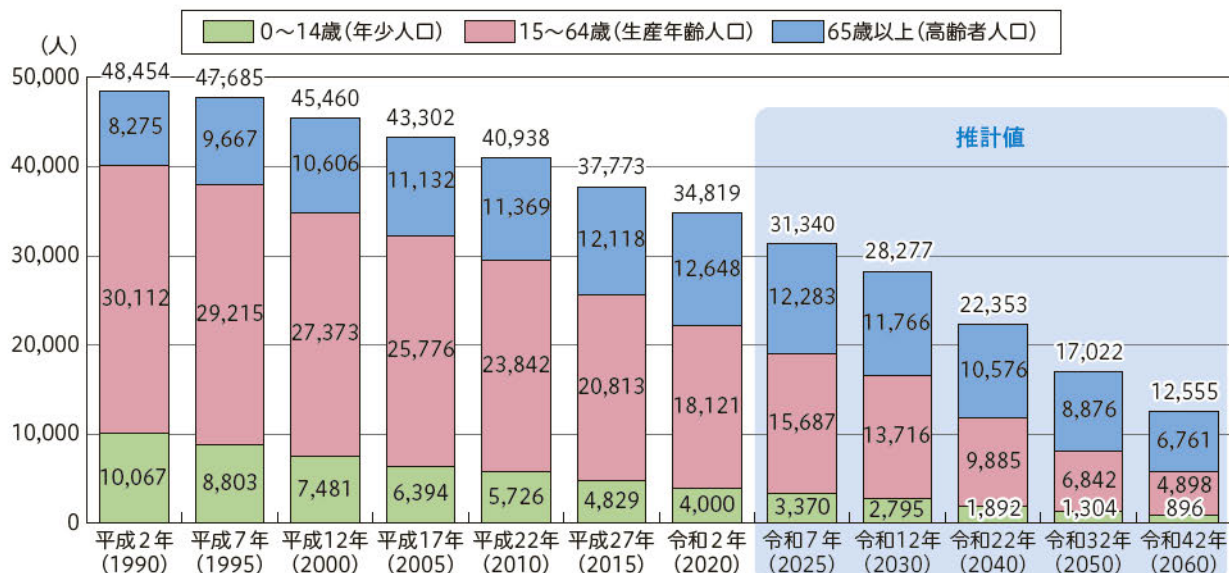
【1】人口の推移と将来見通し

① 総人口、年齢3区分別人口の推移と将来推計

本市の人口は恒常的に減少を続け、令和2(2020)年では34,819人となっており、平成2(1990)年から30年間で28.1%の減少となっています。特に年少人口(0～14歳)が6割減となり、高齢者人口(65歳以上)が約1.5倍に増加しています。

将来推計をみると、今後も人口は減少し続け、令和7(2025)年には31,340人となり、さらに長期的には令和42(2060)年で12,555人と、令和2(2020)年の3分の1程度まで減少すると予測されています。

■ 総人口、年齢3区分別人口の推移と将来推計



※年齢不詳を含むため、総人口と内訳の合計は一致しないことがある。推計値は四捨五入により合計が一致しないことがある。
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計(平成30(2018)年時点)

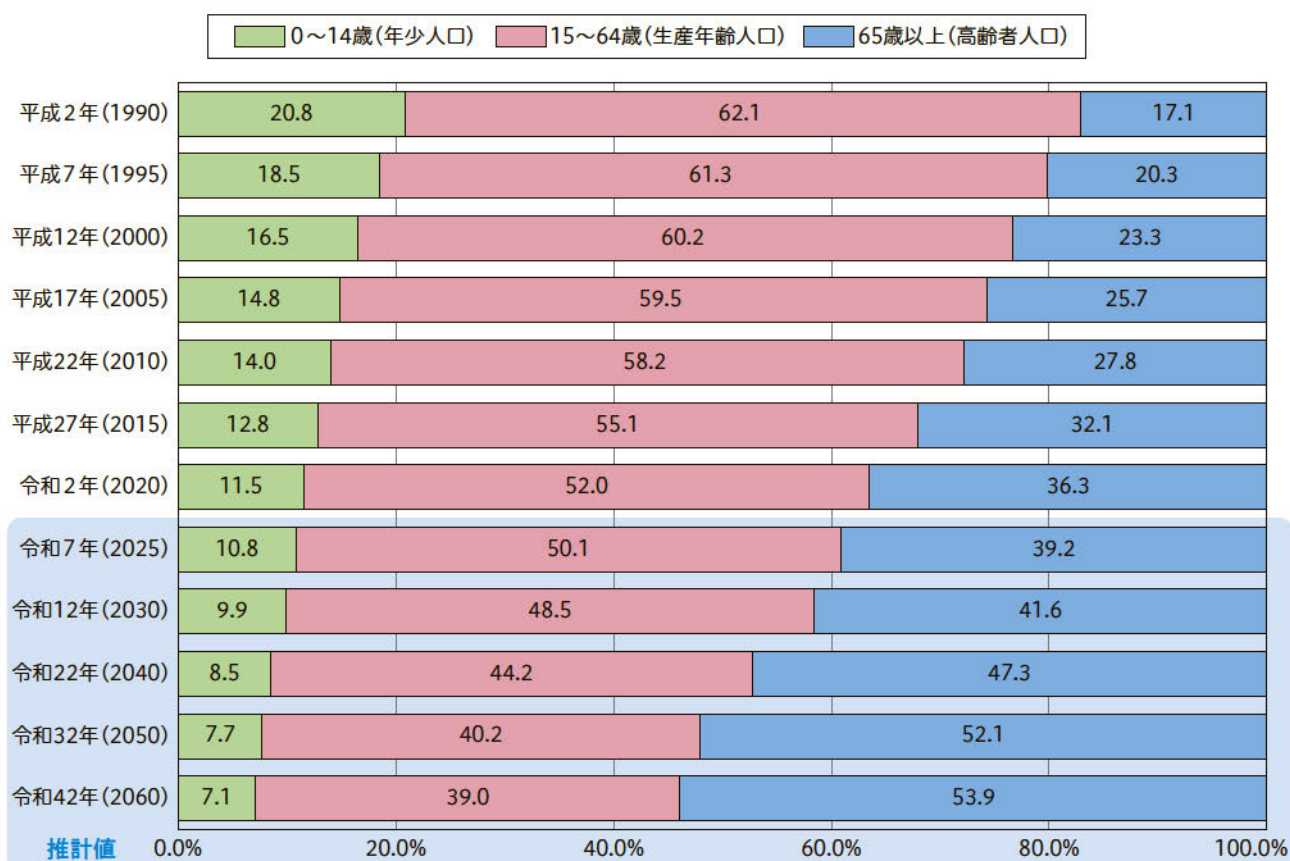
② 年齢3区分別人口割合の推移と将来推計

年齢3区分別人口割合の推移をみると、少子高齢化の傾向が顕著にあらわれており、令和2(2020)年では年少人口(0～14歳)比率が11.5%、高齢者人口(65歳以上)比率が36.3%となっています。

将来推計をみると、年少人口比率、生産年齢人口(15～64歳)比率が大きく低下し、令和12(2030)年以降は年少人口比率が1割を、生産年齢人口比率が5割を下回ると予測されています。

第2章 宍粟市の概況

■年齢3区分別人口割合の推移と将来推計



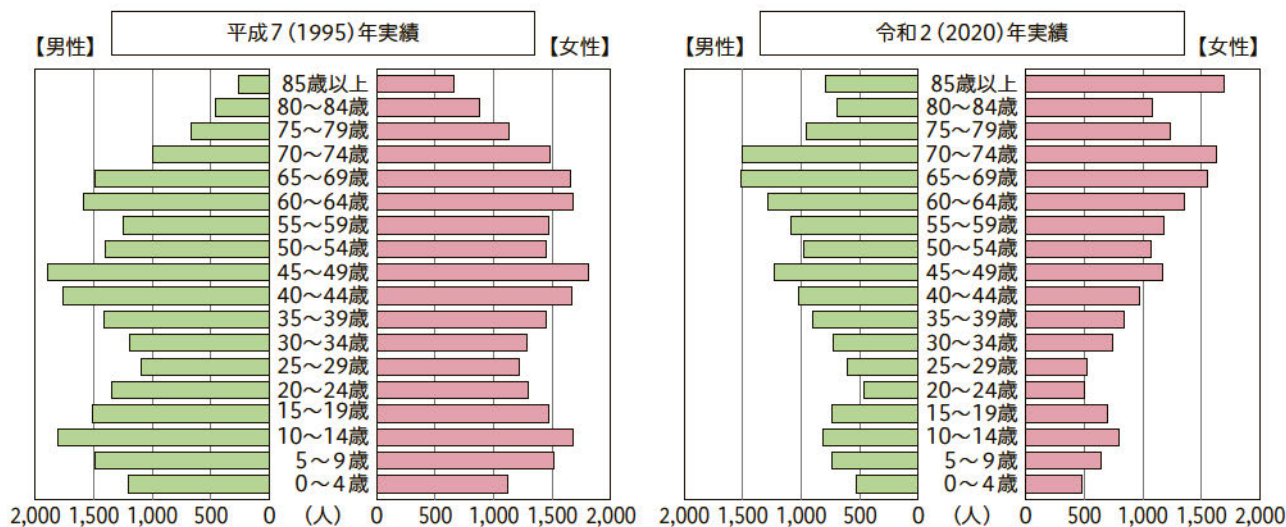
※四捨五入により合計が100.0%にならないことがある。

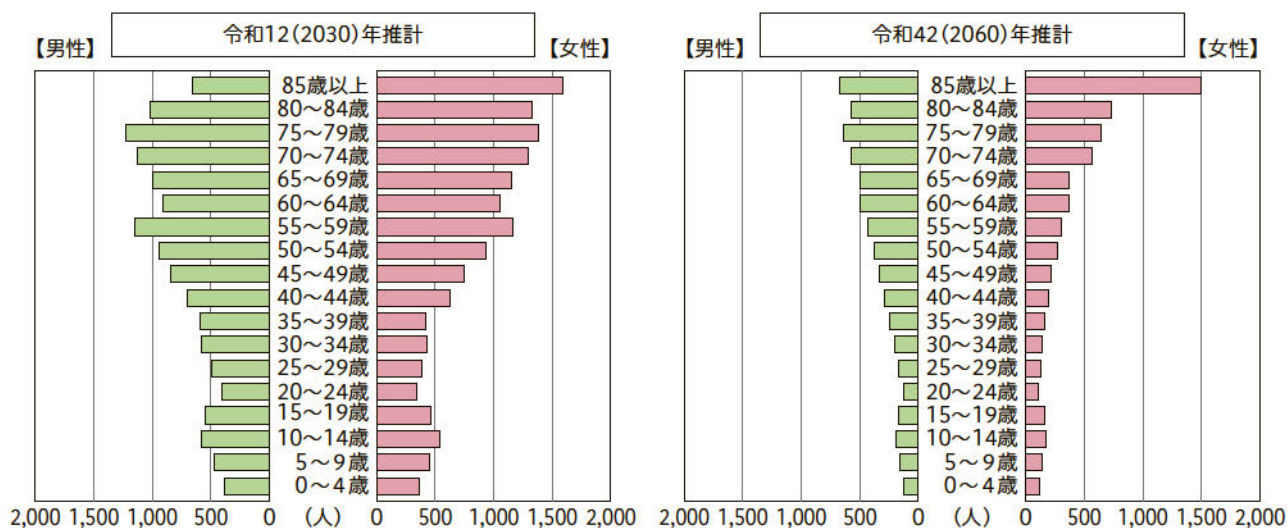
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計(平成30(2018)年時点)

③ 人口ピラミッドの変遷(実績と推計)

人口ピラミッドをみると、平成7(1995)年時点では25～29歳にかけての若者の減少が顕著であるものの、若年層が高齢層を支える三角形に近い形になっていましたが、令和2(2020)年では若年層より高齢層が多い逆三角形に移行しており、その後の推計結果では各年齢階層とも全体的に減少し、75歳以上の後期高齢者が占める割合が高くなっています。

■人口ピラミッドの変遷(実績と推計)





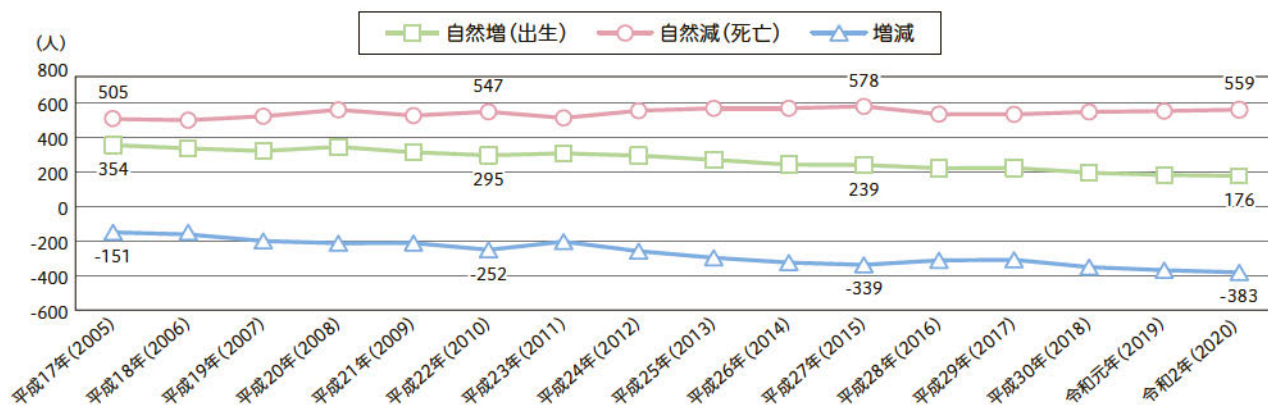
資料: 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計(平成30(2018)年時点)

【2】人口動態の状況

① 自然動態・社会動態の推移

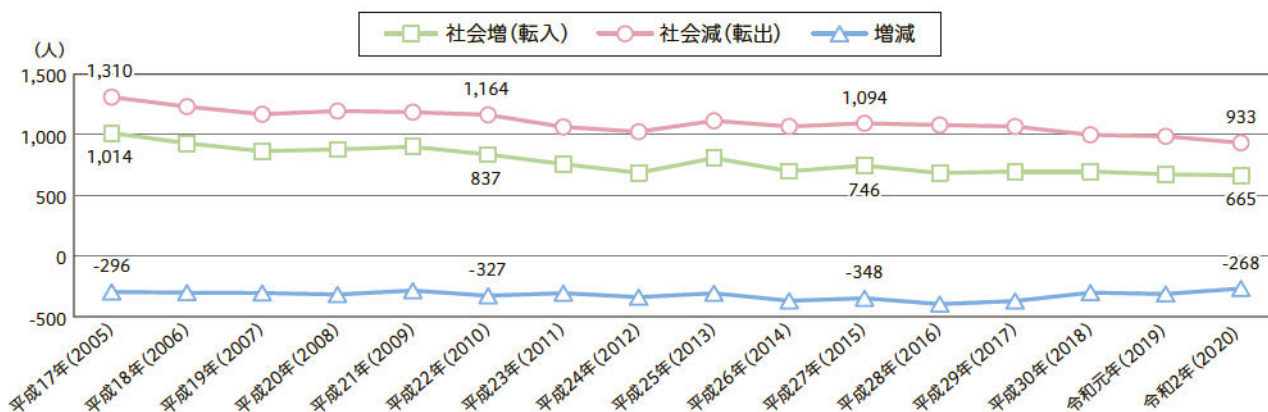
人口動態について、自然動態の推移をみると自然減(死亡)が自然増(出生)を上回り、その差は年々増大しています。また、社会動態については社会減(転出)が社会増(転入)を上回っているものの、その差は縮小しつつあります。

■ 自然動態の推移



資料: 兵庫県統計課「兵庫県の人口の動き」

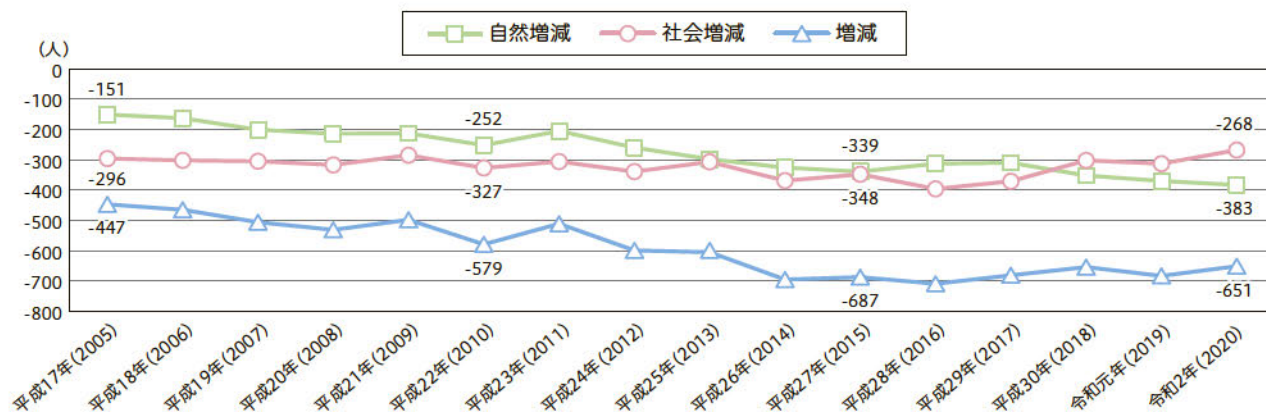
■ 社会動態の推移



資料: 兵庫県統計課「兵庫県の人口の動き」

第2章 宍粟市の概況

■人口動態の推移

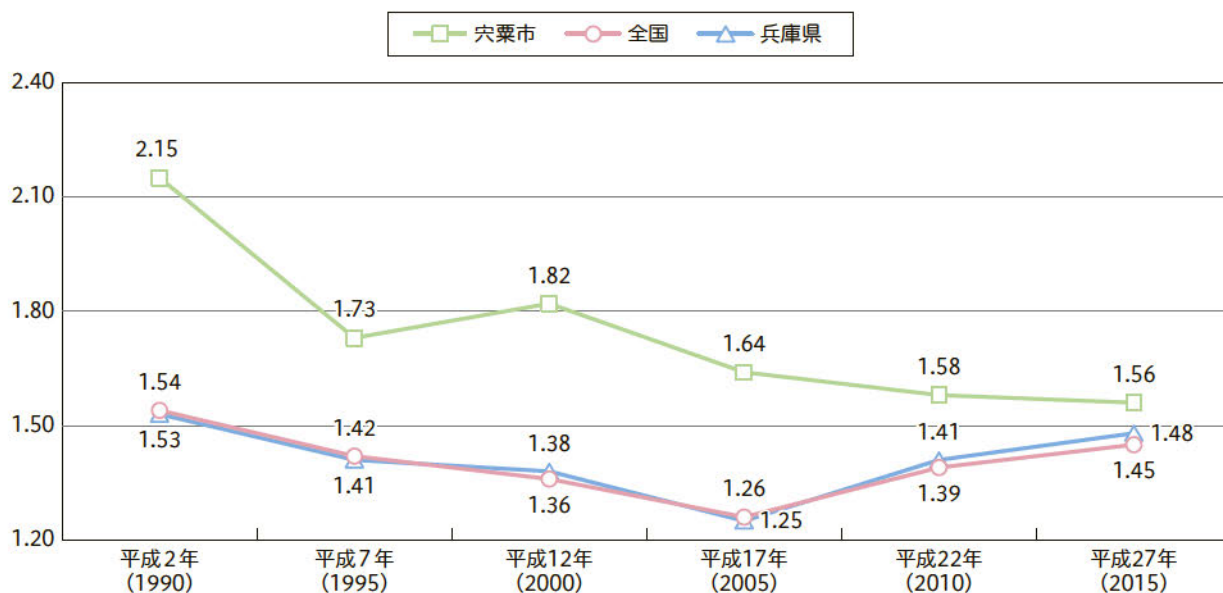


資料：兵庫県統計課「兵庫県の人口の動き」

② 合計特殊出生率の推移

女性が一生に産む子どもの数に相当する合計特殊出生率の推移をみると、平成2(1990)年には2.15と、国・県を大きく上回っていましたが、その後低下し、平成27(2015)年には1.56と国や県の水準に近づきつつあります。

■合計特殊出生率の推移



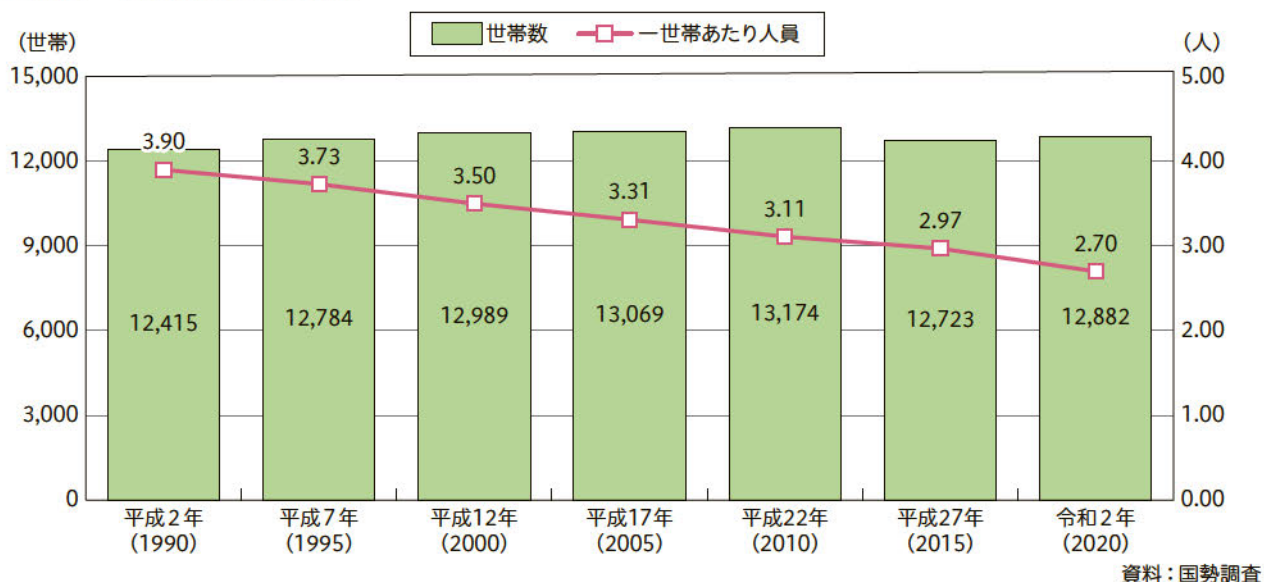
資料：兵庫県「保健統計年報」

【3】世帯の状況

① 世帯数、一世帯あたり人員の推移

本市の世帯数は平成2（1990）年以降増加傾向で推移していましたが、平成27（2015）年には減少に転じ、令和2（2020）年では12,882世帯となっています。一世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、令和2（2020）年は2.70人となっています。

■世帯数、一世帯あたり人員の推移

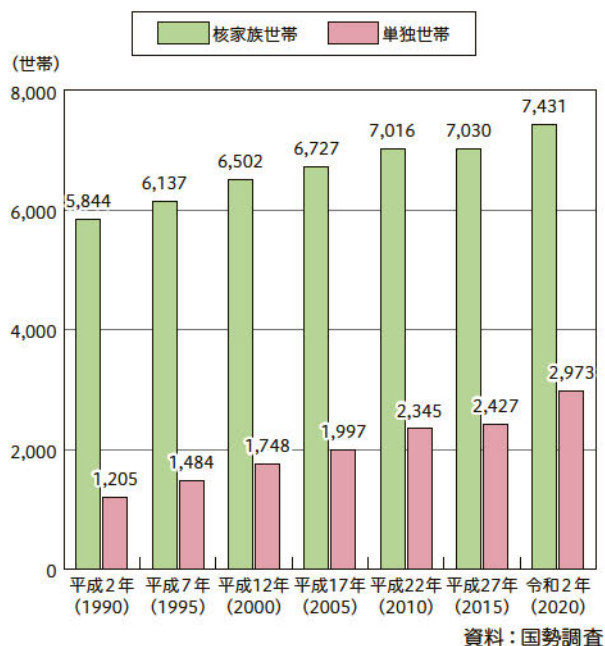


② 核家族世帯、単独世帯の推移

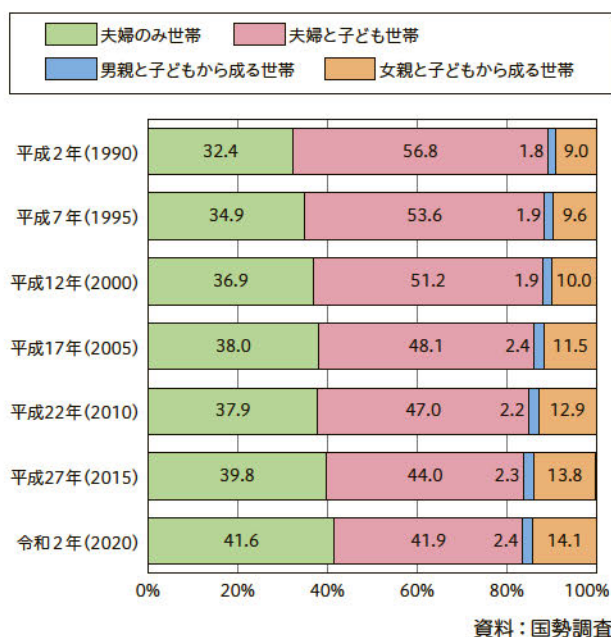
核家族世帯数、単独世帯数の推移をみると、共に増加傾向にあり、特に単独世帯は平成2（1990）年と比較して2倍以上となっています。

核家族世帯の類型別割合の推移をみると、夫婦のみ世帯と、女親と子どもから成る世帯が増加しています。

■核家族世帯、単独世帯の推移



■核家族世帯の類型別割合の推移



第2章 宍粟市の概況

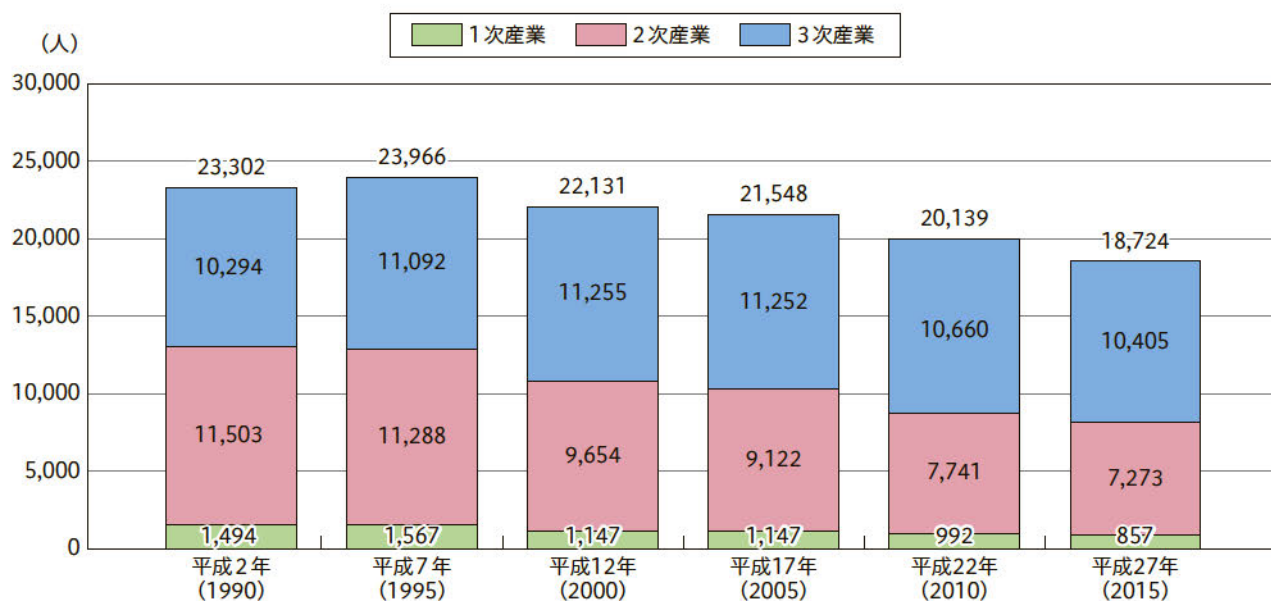
【4】産業の状況

① 産業別就業人口の推移

就業人口の推移をみると、平成27(2015)年では18,724人と平成2(1990)年から25年間で19.6%の減少となっており、生産年齢人口(15～64歳)の減少による影響が伺えます。産業別では第2次産業の減少が顕著であり、平成27(2015)年では7,273人と平成2(1990)年から36.8%の減少となっています。また、第1次産業は平成2(1990)年から平成7(1995)年にかけて増加しましたが、その後減少し、平成27(2015)年には857人となっています。

産業別就業人口割合の推移をみると、第3次産業の割合が年々上昇し、平成12(2000)年以降5割を超えています。

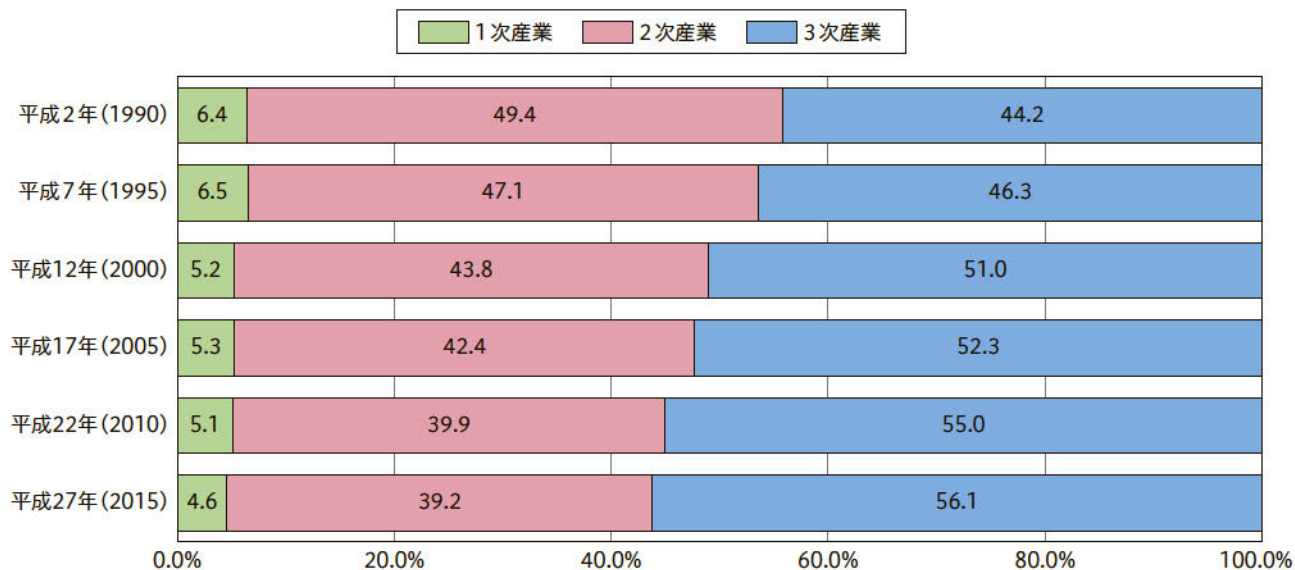
■ 産業別就業人口の推移



※分類不能を含むため、就業者総数と内訳の合計は一致しないことがある。

資料：国勢調査

■ 産業別就業人口割合の推移



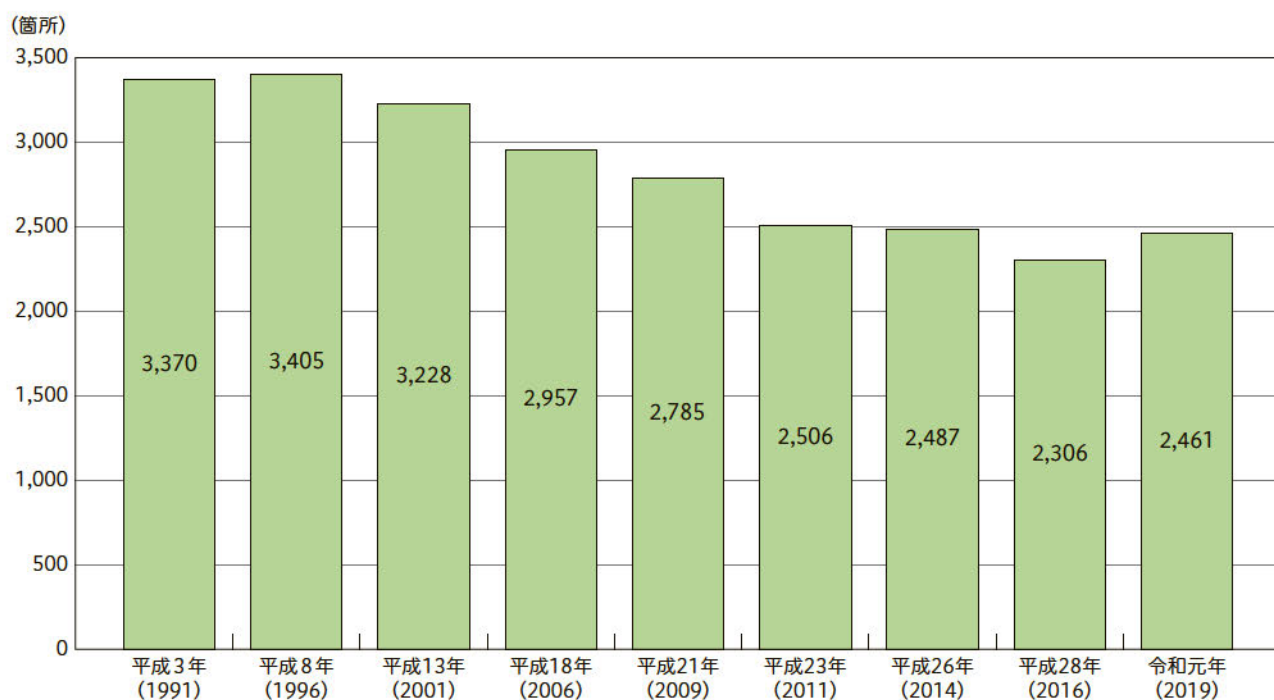
※割合は分類不能を除く合計で算出している。

資料：国勢調査

② 事業所数・従業者数の推移

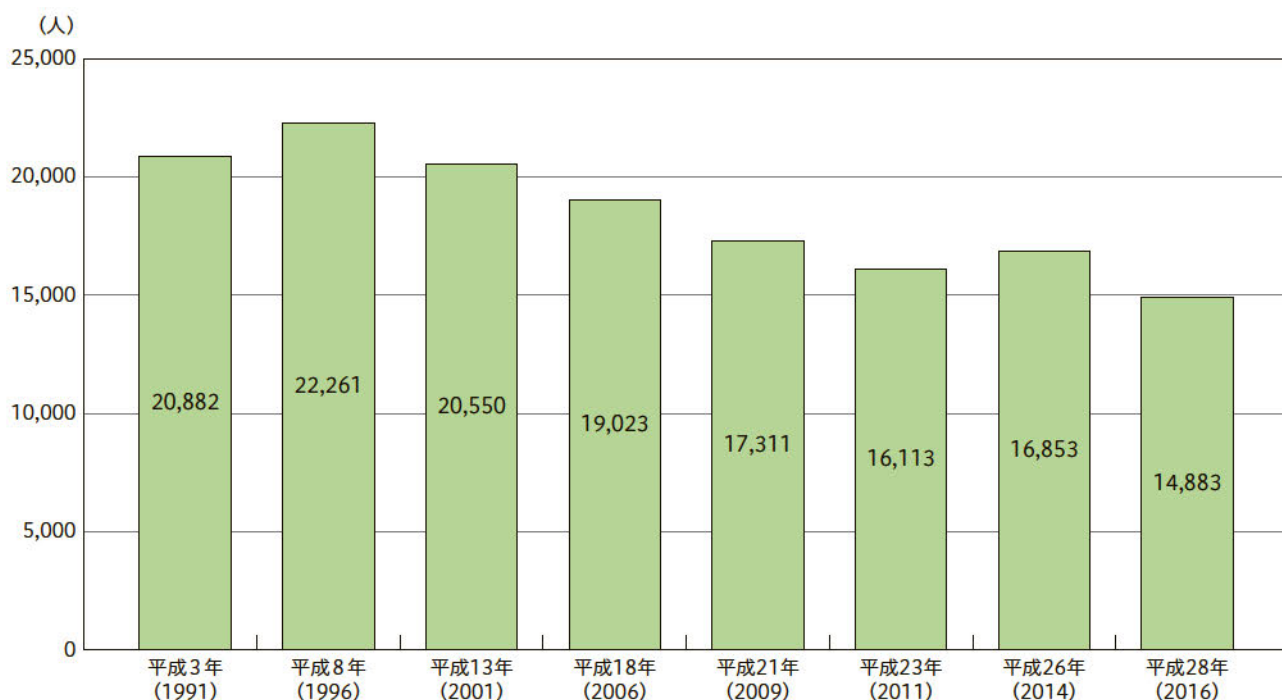
事業所数の推移をみると、平成3（1991）年から平成8（1996）年にかけては増加していますが、その後減少に転じ、令和元（2019）年には2,461箇所となっています。また、従業者数の推移をみると、事業所数と同様に平成3（1991）年から平成8（1996）年にかけては増加していますが、その後減少に転じ、平成28（2016）年には14,883人まで減少しています。平成26（2014）年に一時的に従業者数が増加していますが、全国、兵庫県でも同様の傾向となっています。

■ 事業所数の推移



資料：経済センサス基礎調査・活動調査（事業所・企業統計調査）

■ 従業者数の推移



資料：経済センサス基礎調査・活動調査（事業所・企業統計調査）

第2章 宍粟市の概況

2. アンケート調査結果の概要

後期基本計画及び第2次戦略の策定に向けて、市民意識を把握するため、平成30(2018)年度に市民意識調査を実施しました。

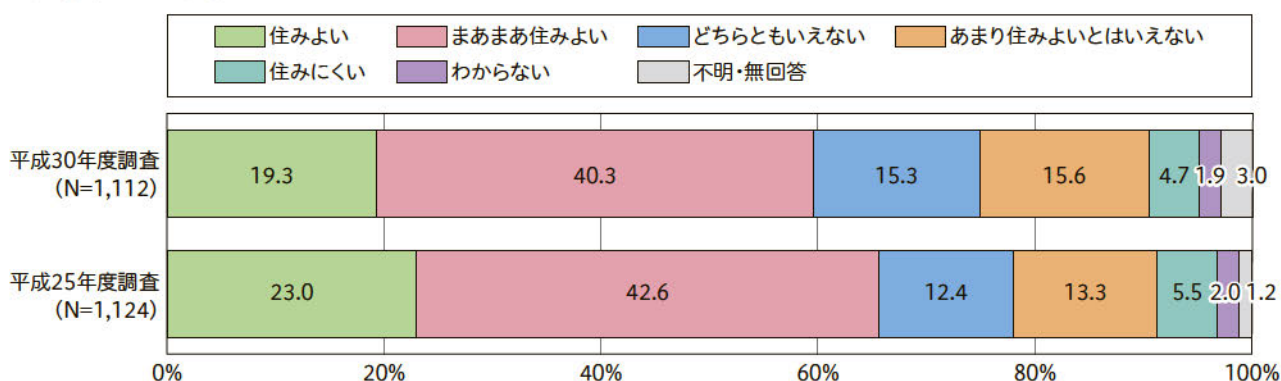
調査時期：平成31(2019)年3月
 調査対象：18歳以上の市民2,297人
 有効回収数：1,112人(有効回収率：48.4%)

【1】定住意向について

住み心地についてみると、『住みよい』(「住みよい」と「まあまあ住みよい」の合計)と回答した人は59.6%となっています。一方、『住みにくい』(「住みにくい」と「あまり住みよいとはいえない」の合計)と回答した人は20.3%となっています。

平成25(2013)年度調査と比較すると、『住みよい』と回答した人は6.0ポイント減少し、『住みにくい』と回答した人は1.5ポイント増加しています。

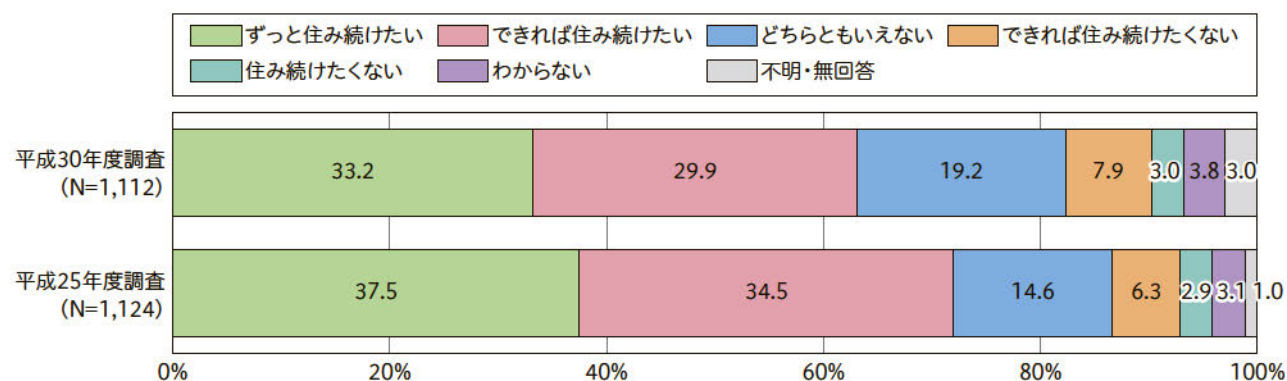
■ 宍粟市の住みやすさについて



今後の定住意向についてみると、『住み続けたい』(「ずっと住み続けたい」と「できれば住み続けたい」の合計)と回答した人は63.1%となっています。一方、『住み続けたくない』(「住み続けたくない」と「できれば住み続けたくない」の合計)と回答した人は10.9%となっています。

平成25(2013)年度調査と比較すると、『住み続けたい』と回答した人は8.9ポイント減少し、『住み続けたくない』と回答した人は1.7ポイント増加しています。

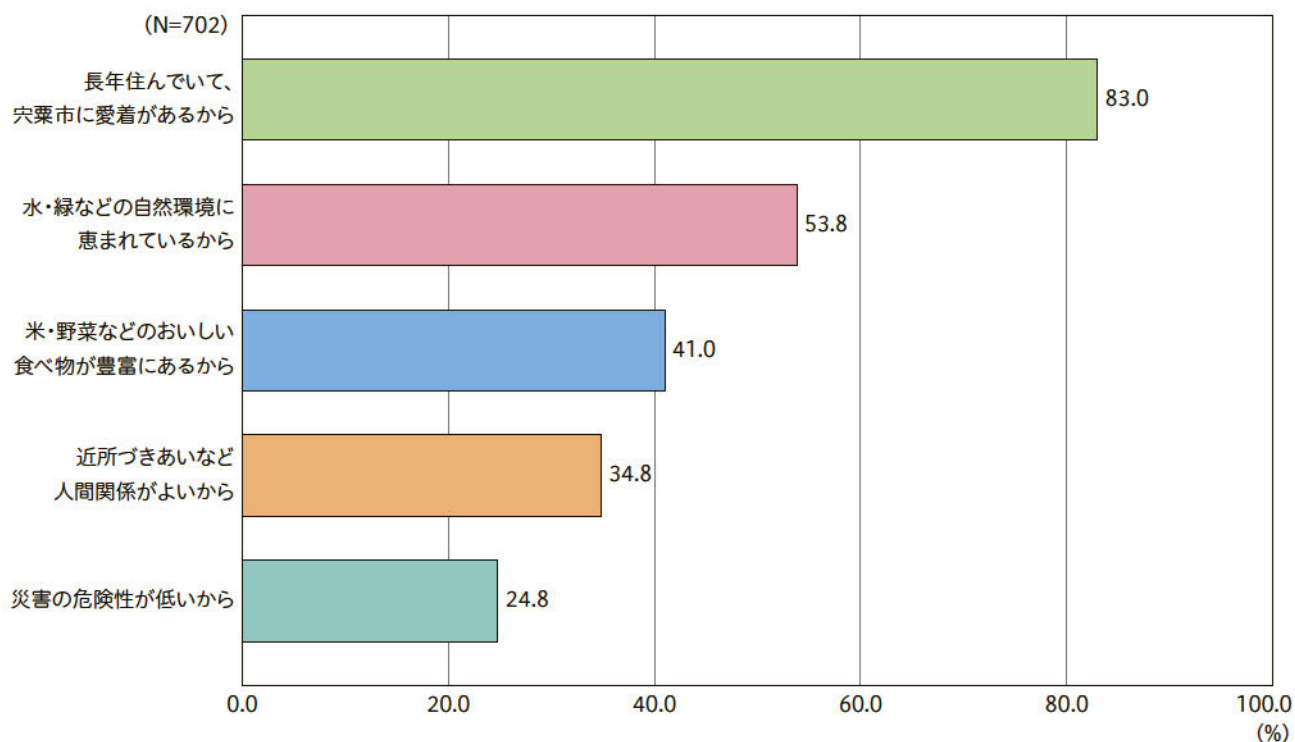
■ 宍粟市への定住意向について



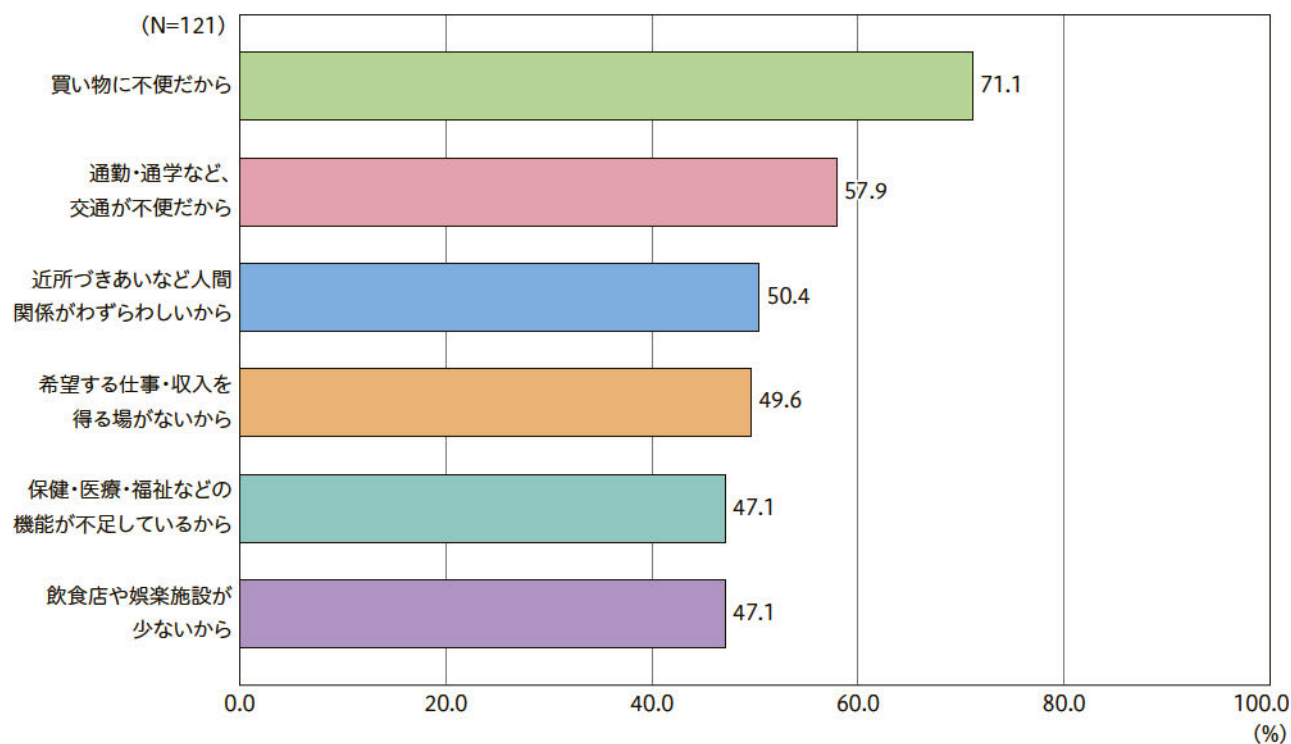
『住み続けたい』理由は「長年住んでいて、宍粟市に愛着があるから」が最も高く、次いで「水・緑などの自然環境に恵まれているから」となっています。

『住み続けたくない』理由は「買い物に不便だから」が最も高く、次いで「通勤・通学など、交通が不便だから」となっています。

■住み続けたい理由(上位5項目)



■住み続けたくない理由(上位5項目)



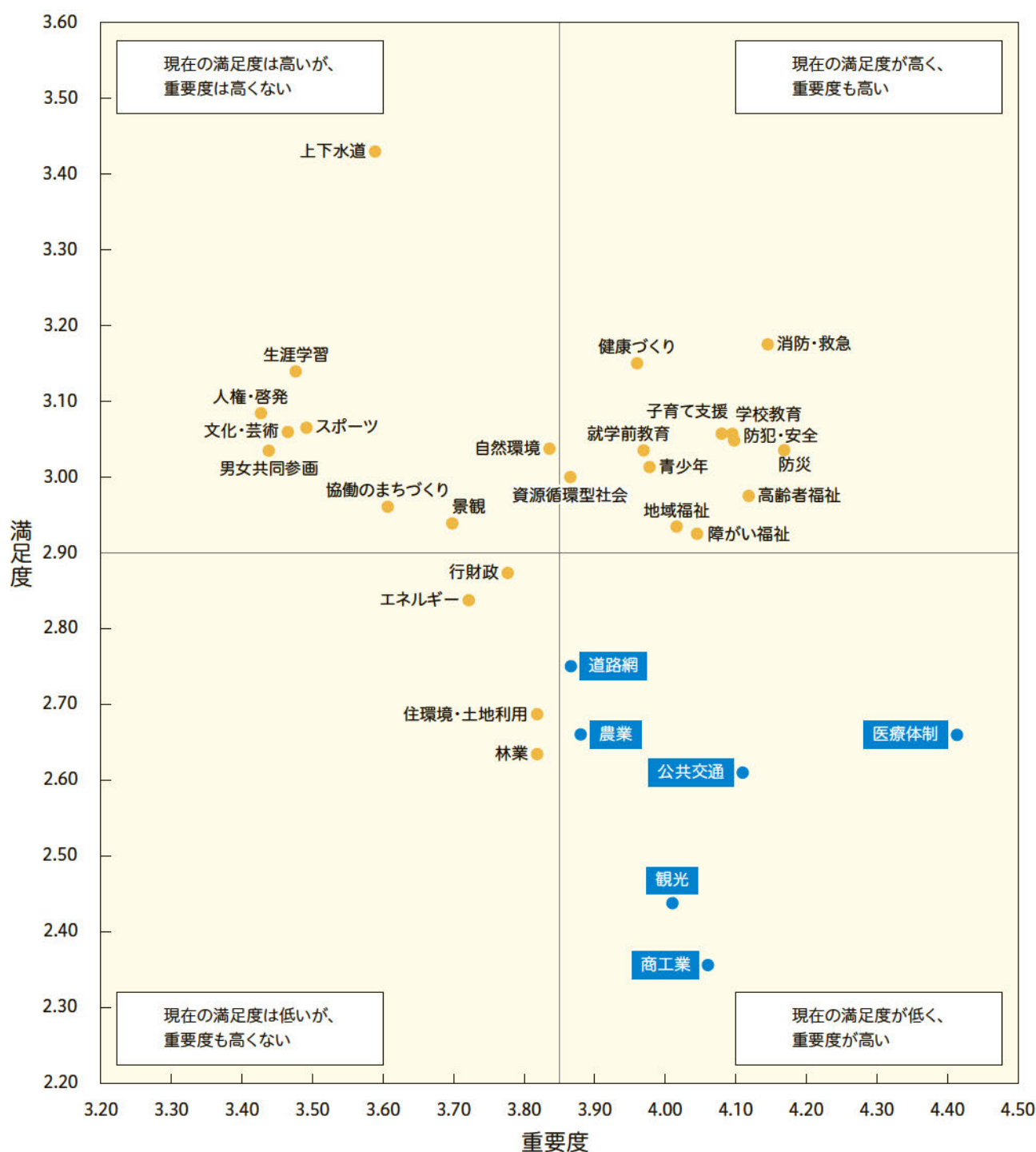
第2章 宍粟市の概況

【2】施策に対する市民の評価について

施策項目ごとの市民の評価について、満足度を縦軸に重要度を横軸にとり、調査項目ごとに5点を最高点として回答者全体の平均点を算出し、それらの座標点をとって散布図として表したものが以下の図です。

重要度が高い施策は「医療体制の充実」が4.42ポイントと最も高く、次いで「防災体制の充実」が4.17ポイント、「消防・救急体制の充実」が4.15ポイントとなっています。

満足度が高い施策は「上下水道の整備」が3.43ポイントと最も高く、次いで「消防・救急体制の充実」が3.17ポイント、「健康づくりの推進」が3.15ポイントとなっています。



重要度について前回調査と比較すると、今回・前回共に「医療体制の充実」が最も高く、次いで前回は「少子化対策の推進（前回調査項目）」「学校教育の充実」が高いのに対し、今回は「防災体制の充実」「消防・救急体制の充実」が高くなっています。

満足度について前回調査と比較すると、今回・前回共に「上下水道の整備」が最も高く、次いで前回は「健康づくりの推進」「地域コミュニティ活動や参画と協働の推進（前回調査項目）」が高いのに対し、今回は「消防・救急体制の充実」「健康づくりの推進」が高くなっています。

【重要度・満足度 前回調査比較】

	重要度				満足度			
	今回		前回		今回		前回	
	点数	順位	点数	順位	点数	順位	点数	順位
農業の振興	3.88	16	3.99	18	2.66	27	2.53	28
			3.98	19			2.36	34
林業の振興	3.82	20	3.93	24	2.64	28	2.42	32
商工業の振興	4.06	9	4.10	10	2.35	31	2.26	36
観光の振興	4.01	12	4.03	15	2.44	30	2.50	29
生活景観の保全	3.70	24	4.12	8	2.94	19	2.46	31
住環境整備、土地利用の推進	3.82	21	3.63	29	2.69	25	2.67	24
			3.56	31			2.84	17
道路網の整備	3.87	18	3.97	22	2.75	24	2.64	25
上下水道の整備	3.59	26	3.74	27	3.43	1	3.20	1
公共交通の充実	4.11	5	4.08	13	2.61	29	2.19	37
自然環境の保全	3.84	19	4.10	9	3.04	11	2.48	30
			4.17	5			2.55	27
資源循環型社会の構築	3.87	17	4.04	14	3.00	16	2.88	13
再生可能エネルギーの活用	3.72	23			2.84	23		
防災体制の充実	4.17	2	4.12	7	3.03	13	2.85	16
消防・救急体制の充実	4.15	3	4.17	4	3.17	2	2.93	11
防犯・交通安全の推進	4.10	6	3.81	26	3.05	10	2.95	8
			3.86	25			2.86	14
子育て支援の推進	4.08	8	4.09	11	3.06	9	2.76	23
			4.31	2			2.37	33
就学前教育の充実	3.97	14	4.09	12	3.03	14	2.82	19
学校教育の充実	4.10	7	4.23	3	3.06	8	2.84	18
青少年健全育成の推進	3.98	13	4.00	17	3.01	15	2.81	20
健康づくりの推進	3.96	15	3.98	21	3.15	3	3.11	2
医療体制の充実	4.42	1	4.48	1	2.66	26	2.32	35
高齢者福祉の充実	4.12	4	4.12	6	2.97	17	2.79	21
障がい福祉の充実	4.05	10	3.98	20	2.93	21	2.77	22
地域福祉の充実	4.02	11	4.01	16	2.93	20	2.85	15
生涯学習の推進	3.48	28	3.58	30	3.14	4	3.01	5
文化・芸術活動の推進	3.47	29	3.56	32	3.06	7	2.96	7
スポーツ活動の振興	3.49	27	3.52	34	3.06	6	3.01	4
人権教育・啓発の推進	3.43	31	3.53	33	3.08	5	2.94	10
男女共同参画の推進	3.44	30			3.03	12		
参画と協働のまちづくりの推進	3.61	25	3.45	36	2.96	18	3.04	3
			3.49	35			3.00	6
			3.39	37			2.94	9
持続可能な行財政運営の推進	3.78	22	3.96	23	2.87	22	2.62	26
			3.65	28			2.92	12

※前回調査で設定していた選択肢「分からない」は今回調査では設定していないため、点数による単純比較はできない。

第2章 宍粟市の概況

3. まちづくりワークショップの概要

市民の想いやまちづくりのアイデアを計画に反映させるため、これからの宍粟市について自由に語り合う「まちづくりワークショップ」を開催し、34名の市民に参加いただきました。みんなで考える「森林から創まる地域創生」をテーマとし、市民が普段感じている本市の魅力や課題、今後の取組やアイデアについて提案をいただきました。

実施期間	令和元(2019)年8月17日(土)、8月24日(土)、8月31日(土)(全3回)
グループテーマ	①しごと(林業、農業、商工業、観光、雇用など) ②子育て・教育・スポーツ・文化 (子育て支援、学校教育、生涯学習、スポーツ、歴史・文化など) ③安心・安全 (防犯・防災、消防・救急、消費生活、保健・医療・福祉など) ④暮らしの環境 (自然環境、エネルギー、住環境、インフラ、生活圏の拠点、移住・定住など)
検討手法	ワークショップ形式によるグループ討議

■グループごとの検討結果からのアイデアのまとめ

●プロジェクト名
モリカツ
(森と生活する/森を活用する)

●解決したい課題 農・林業で生活できるようにする！

●取組内容
①森の活用、活用する人のつながりをつくる
②木材活用を増やす
③森の活用を促す

●役割分担
《市民・地域》
・農林業の先輩から若い人に指導、相談などのサポートをする
《行政》
・生産者と消費者を直接つなぐ場づくり
・新規に林業をはじめた人への金銭的支援

情報のプラットフォームづくり
宍粟市のこと(観光、しごと、楽しいことをやっている人)を知ろうと思ってもどこにいい情報か…
情報のプラットフォームをつくりたい！

①意見交換、情報交換の場づくり
②“自然”をコンセプトにしたアプリ作成
③観光、しごと、ジャンプ、移動に活用できる場をつくる

《市民・地域》
・口コミ力をいかして周りに人に広める
・情報提供、集めてアプリにアップする
《行政》
・場の提供
・アプリのワークづくり、維持

大きな 2. 子育て・教育・スポーツ・文化

宍粟市の話題をつくろうプロジェクト
Only one めざして

文化(歴史)
●取組内容
他の団体との協力する
●役割分担
《市民・地域》
・地元の文化を学ぶ(文化を知る)
《行政》
・文化(宍粟市)の専門家の育成
・他自治体とのタイアップ

森林 を活かした
保育・教育体制の充実
市立
森の幼稚園の設立

《市民・地域》
・子育てサロンをつくる(勉強会)
《行政》
・保育士・幼稚園教諭の募集/育成
・森の整備(ほどよい)

4. 暮らしの環境

人と自然を結ぶ田んぼプロジェクト

●解決したい課題
休耕田の利用

●取組内容
①田んぼダム・田んぼアート(市外の方に来てもらえるように)
②木材チップを使った遊び場づくり

●役割分担
《市民・地域》
・学生 看板等の制作
・花の管理
《行政》
・交渉(土地・資金)
・広報

3. 安心・安全

安心 安全のやさしい広場

げんき広場
・健康相談が気軽にできる
・スポーツジムで体力づくりができる
《行政》
場所・人材の確保
病院との連携

こどもの安全広場
・自転車運転免許がとれる
・安全にサイクリングが楽しめる
《行政》
道の安全確保
こども自転車運転免許制度

つながり広場
世代(毎)ネットワーク
(高齢者・マイノリティ等)
世代(間)ネットワーク
共助へ
《行政》
場所・PR

4. 市民意識及び市の取組と方向性の整理

各種調査等の結果から本市の現状や今後必要となる方向性などについて以下のとおり整理します。

	産業・雇用	環境・都市基盤	移住・定住	安全・安心
市民アンケート	○生活の中に木や木製品を『取り入れたい人』が7割以上 ○「林業」「農業」は満足度に比べ重要度が高い ○「商工業」は満足度が最も低く、重要度が高い ○仕事を選ぶ際、重要なことは「職場の雰囲気」「長期間安定して働ける」「やりたい仕事内容」が高い	○「自然環境の保全」は満足度が高く、重要度が低い ○「再生可能エネルギーの活用」は満足度、重要度共に低い ○「上下水道」は満足度が最も高く、重要度は低い ○「公共交通」は満足度が低く、重要度が高い	○『住みよい』と感じている市民、『住み続けたい』市民が約6割 ○住み続けた理由は「愛着」「自然環境」「おいしい食べ物」が高い ○住み続けたくない理由は「買い物・交通が不便」「仕事がない」「飲食店や娯楽施設が少ない」など、主に利便性や都市機能に不満がある	○「防災体制」は満足度に比べ重要度が高い ○「災害時における情報提供体制」「避難所環境」など、発生後の対策が求められている ○災害に対し「必要性は感じているが、備えはしていない」が半数 ○「消防・救急体制」「防犯・交通安全」は満足度・重要度共に高い
まちづくりワークショップ	○優良企業や長く働ける環境がある一方、働く場所自体少ない ○観光資源が多いものの、知名度が低い ★稼げる農業の仕組みづくり ★木材チップや薪ストーブなど、木材活用増加 ★休耕田での田んぼアートの観光スポット化	○自然環境、資源が豊かである一方、自然を生かしきれていない ○田舎暮らし、ゆったりできる住環境が魅力 ○街灯やガードレールが少なく、道路環境が不安 ★自然をコンセプトにしたアプリ作成と情報のシェア、魅力の発信	○買い物をする場所が少ない ○公共交通機関が不便	○人の温かさ、安心できる環境が魅力 ○消防団が地域に貢献している ★子どもの安全広場として、自転車運転免許がとれる場所をつくる ★休耕田を活用した防災機能を兼ねた田んぼダムづくり
市の取組・方向性	○川上・川下の事業者連携や宍粟材の特性を生かした活用推進 ○新規就農促進や営農支援、6次産業化、ブランド化の推進 ○既存企業の市外流出抑制や企業誘致、起業支援 ○観光人材育成や拠点設置、市ならではの体験コンテンツの確立 ○起業後の支援の推進 ○無料職業紹介所の充実による市内雇用の促進	○風景や公益的機能を発揮できる森林づくりの推進 ○ごみの減量化、再資源化など、資源循環の推進 ○小水力発電の導入検討やペレットストーブの利用促進 ○水道料金などの適正化の検討や施設の計画的な更新と長寿命化	○空き家への入居後のフォロー ○空き家バンク制度や定住アドバイザーによる移住者支援 ○婚活イベントの実施方法見直しや開催後のフォローアップなどの改善 ○幼稚園・保育所・こども園・小学校での家族との乗車体験などによるPR活動や地域相互扶助による移動手段の確保、先端技術の導入	○防災ネットの活用促進や自主防災組織活動支援 ○緊急性の高い、ため池整備 ○市民等への火災予防対策、救命講習などを進める ○交通安全施設の設置、高齢ドライバーの交通事故対策 ○防犯や消費生活に関する意識向上

★はワークショップからの提案を示しています。

第2章 宍粟市の概況

	子育て・教育	健康・医療・福祉	生涯学習・文化・スポーツ・人権・参画協働
市民アンケート	○「子育て支援」は満足度・重要度共に比較的高い ○子どもを産み育てる環境の充実では「経済的支援」「仕事と子育ての両立支援」など、子育て世帯への生活面の支援が求められている ○木や森林への関心や愛着を高めるために重要な取組は「森林学習や自然体験の機会の増加」が2割弱	○「健康づくり」は満足度が高く、重要度は低い ○「医療体制」は満足度が低く、重要度が最も高い ○「高齢者福祉」「障がい福祉」は満足度に比べ重要度が高い	○「生涯学習」「文化・芸術活動」では重要度より満足度が高い ○来訪者増のため力を入れるべきことで「歴史・文化的資源を生かした観光推進」が1割強 ○「人権教育・啓発」は満足度が高く、重要度が低い ○「参画と協働のまちづくり」は満足度・重要度共に低いが、7割近くが地域活動に参加している
まちづくりワークショップ	○子育て支援策が充実している一方で、子育てしにくい面もある ○学校教育の充実、学力向上の取組が必要 ★森林を生かした保育・教育体制の充実、市立森の幼稚園設立 ★木材チップを使った子どもの遊び場づくり ★子育てサロンをつくる	○人の温かさ、人と人とのつながりがある ○元気な高齢者が多い ○病院が少ない、医療機関に不満がある ★げんき広場として健康に関する相談やジムで体力づくりができる場をつくる ★つながり広場として世代ごとのネットワークづくりと世代間ネットワークづくりを行う場をつくる	○魅力ある歴史・文化・伝統があるが発信や活用が不十分 ○スポーツ環境や習い事、生涯学習の環境整備が必要 ★宍粟市のことに関する意見交換、情報交換の場づくり ★大国主ゆかりの地の酒蔵との協力、千種鉄と備前のつながりを生かした観光客誘致など、他の観光地とのタイアップ
市の取組・方向性	○就学前教育と小学校への接続を含めた質の高い幼児教育・保育の環境整備の推進 ○市内すべての園所で延長保育、一時預かり事業の実施、学童保育所での支援員などの確保 ○コミュニティ・スクール推進や食育、木育、ICT教育の充実 ○教育現場におけるキャリア教育定着の推進 ○青少年健全育成について、専門性の高い相談体制の確保	○健康づくりリーダー育成や健診を受けやすい環境づくりの実施 ○新病院整備検討と合わせた地域医療体制の構築 ○医療・介護サービス充実や生きがいを創出する活動の拡大 ○障がい福祉サービスの充実や交流促進、就労支援 ○社会福祉協議会と団体の連携促進及び活動継続への支援 ○生活困窮者等への就労支援、家計改善支援などの充実	○宍粟学講座の内容改善、文化財の教育、観光などへの活用 ○ラジオ体操の指導員育成、各種スポーツ大会の実施 ○ウォーキングコースの設定及びウォーキングの推進 ○人権イベントへの若者の参加促進のため親しみやすい企画の検討 ○DV対策について、プライバシー保護に配慮した適切な措置 ○女性が仕事や地域活動の場において活躍することができる環境づくり ○誰もがまちづくりに参加できる仕組みづくり

★はワークショップからの提案を示しています。

The background of the slide is a solid pink color with a pattern of overlapping, semi-transparent leaves and branches in various shades of pink and light brown. The leaves are mostly oval-shaped with visible veins, and the branches are thin and delicate.

II 基本構想

第1章 穴粟市の将来像

1. 将来像の理念

本市は県内最高峰の氷ノ山をはじめとする穴粟 50 名山や、揖保川、千種川の清流といった豊かな自然に恵まれています。また、「穴粟」の地名は奈良時代に編さんされた「播磨国風土記」に登場するなど、歴史は古く、先人たちによって固有の文化や伝統が育まれてきました。

これからのまちづくりでは先人たちがこれまで築き上げた歴史、伝統、文化を継承しつつ、それを魅力ある資源として生かしながら、市民と行政の協働によって、次の世代へとつないでいく必要があります。

第2次穴粟市総合計画は第1次穴粟市総合計画に掲げた「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の思いを引き継ぎ、さらに社会潮流を踏まえ発展的に継承します。また、穴粟市民憲章及び穴粟市自治基本条例に定める基本理念を踏まえ、総合計画における将来像を描く理念とします。

《将来像の理念》

人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち

「人と自然が輝き」とは

市民一人ひとりが、人と人との助け合い支え合い、人と地域のつながりを大切にすることを通じて、豊かで美しい自然環境を守っていくとともに、資源として活用していくことで、本市の魅力を高めていくことを意味します。

「みんなで創る」とは

市民一人ひとりがまちづくりの主役であることを自覚し、参画と協働によってまちづくりを進めることを意味します。

「夢のまち」とは

市民一人ひとりが、「住んで良かった」「いつまでも住み続けたい」と思えるまちを次の世代へつなぐことを意味します。

2. 将来像の実現に向けた重点事項

《若年層の人口流出の抑制》

本市では10代後半から20代の若年層を中心として、就学・就職を機に都市部へ転出し、その後地元に戻らないことが人口減少の要因となっており、継続的な人口減少を抑制していくためには若年層の転出抑制とUJIターンの増加を図ることが必要です。これらの若年層の移住・定住を増やし、地域活動や仕事、まちづくりの担い手を確保することで、まちの活力と賑わいの創出につなげます。

《「森林」を活用したまちの創造》

本市の「森林」は市民にとって、まちへの愛着や誇りにつながるかけがえのない財産であり、市外の人を惹きつける最大の魅力であるといえます。この恵まれた「森林」の環境を保全し、未来に引き継ぐとともに、林業や観光をはじめとしたあらゆる分野において「森林」や「木」の要素を取り入れることで、「生業の創造」や「まちの魅力の創出」につなげていきます。

また、木に触れる機会や活用する機会を創出し、市民が木を積極的に利用する宍粟市らしい特色あるまちづくりを推進することで、新たな生業の創出や移住・定住、関係人口・交流人口の増加など、好循環を創出します。

《持続可能なまちづくりの推進》

SDGsがめざす「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を、まちづくりにおける普遍的な目標として、市民生活や経済、社会、環境など、あらゆる分野において、この考え方を取り入れた持続可能なまちづくりを推進します。

また、持続可能なまちづくりを推進するうえで「今実施しなければならないこと、できること」を選択し、集中して取り組むことで、効果的・効率的なまちづくりを進めるとともに、経済や資源の循環、自然豊かな本市の特性を生かした再生可能エネルギーの活用、AIやIoT等、新たな技術を活用した取組の検討など、社会潮流に対応したまちづくりを推進します。



第1章 宍粟市の将来像

3. 人口ビジョン

本市における長期的な将来人口推計をみると、令和12(2030)年以降30,000人を下回り、さらに令和42(2060)年には12,555人まで減少することが予測されています。また、この時点の生産年齢人口(15～64歳)は4,898人と、令和2(2020)年の18,121人と比べ、4分の1程度まで減少すると見込まれており、地域産業や地域活動の担い手不足が深刻な問題になると考えられます。

本市のみならず全国的に人口減少社会に直面している中で、本市の定住人口が増加に転じることは難しい状況にありますが、有効な施策を展開することにより、急速に進行する人口減少を抑制することは可能であると考えます。

そのため、「住む」「働く」「産み育てる」の機能を高めるとともに、「まちの魅力」をさらに磨き積極的に市内外に発信し、関係人口・交流人口の増加を図っていくなど、戦略的に対策を講じることにより、長期的な視点で人口減少に歯止めをかけ、一定規模の人口の持続的な定着をめざします。

そこで、最近の人口動態やこれまでの取組状況、国や県のビジョンも踏まえながら、今後の人口減少対策による効果も見込みつつ、令和42(2060)年を長期的な人口ビジョンとしながら、中期的な人口ビジョンとして令和22(2040)年を当面の目標として次のとおり将来の定住目標人口を設定し、本計画期間においては、中間時点に向けての基盤を構築する定住施策を積極的に推進していきます。

【中期目標】

令和22(2040)年の
定住目標人口

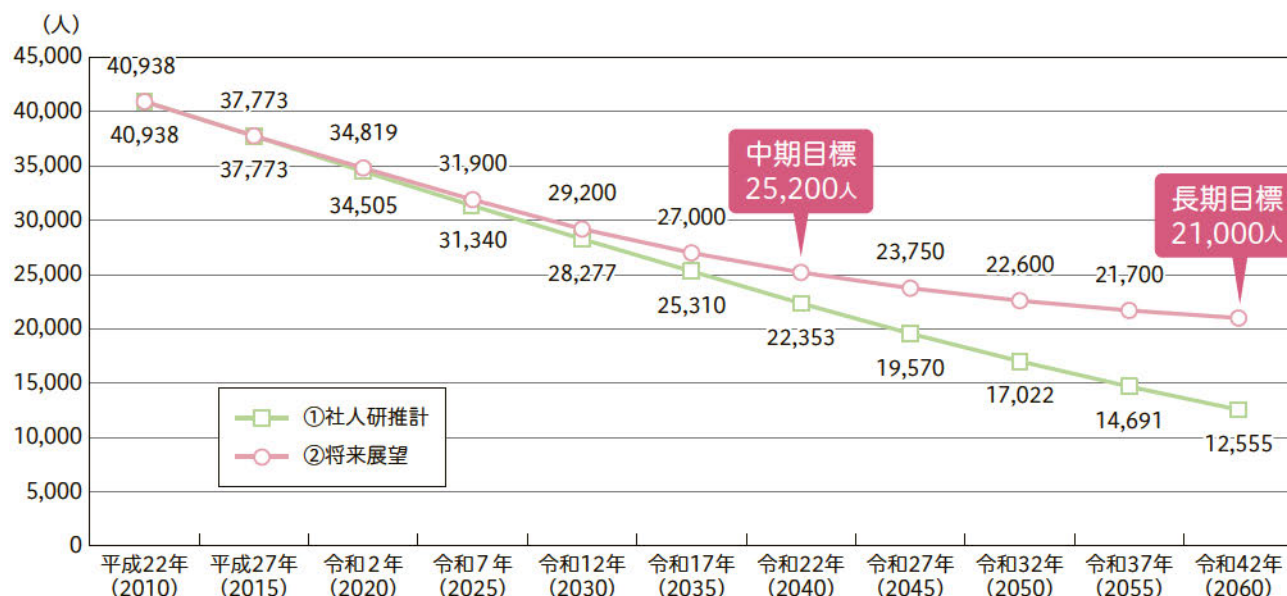
25,200人

【長期目標】

令和42(2060)年の
定住目標人口

21,000人

■ 将来人口推計



①は平成30(2018)年時点の国立社会保障・人口問題研究所推計をもとに試算した推計。

②は宍粟市人口ビジョンの将来展望人口。

【1】自然増減における目標

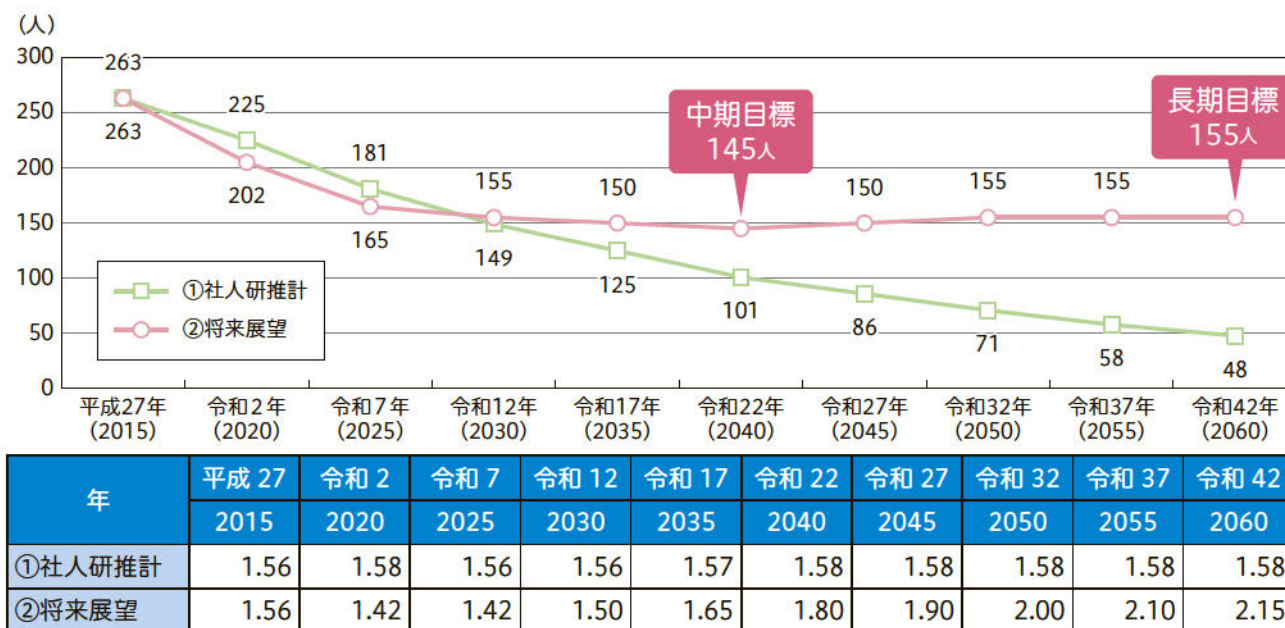
【中期目標】

令和22(2040)年時点
で合計特殊出生率
1.80をめざす

【長期目標】

令和42(2060)年時点
で合計特殊出生率
2.15をめざす

■ 穴粟市の出生数の推計(グラフ)と合計特殊出生率(表)



【2】社会増減における目標

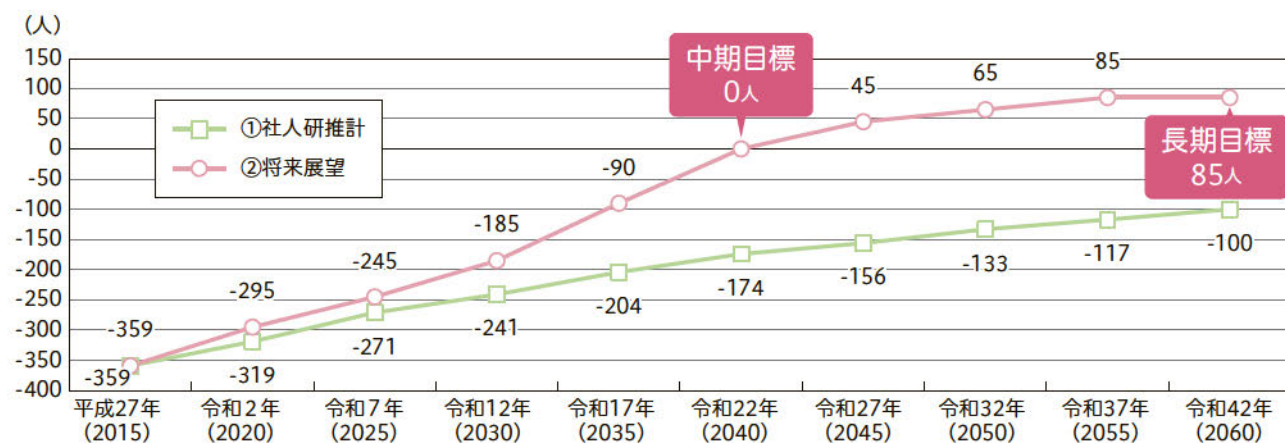
【中期目標】

令和22(2040)年時点
で転出入の社会動態
±0人の状態をめざす

【長期目標】

令和42(2060)年時点
で毎年85人程度の
転入超過の状態をめざす

■ 穴粟市の社会増減の推計



第1章 宍粟市の将来像

4. 将来の地域構造

人口減少、少子高齢化、過疎化により市民の生活圏内から日常生活に必要な機能（小売店舗、金融機関、医療機関など）が失われていくことで、人口流出を一層加速させることにつながるものが危惧されています。

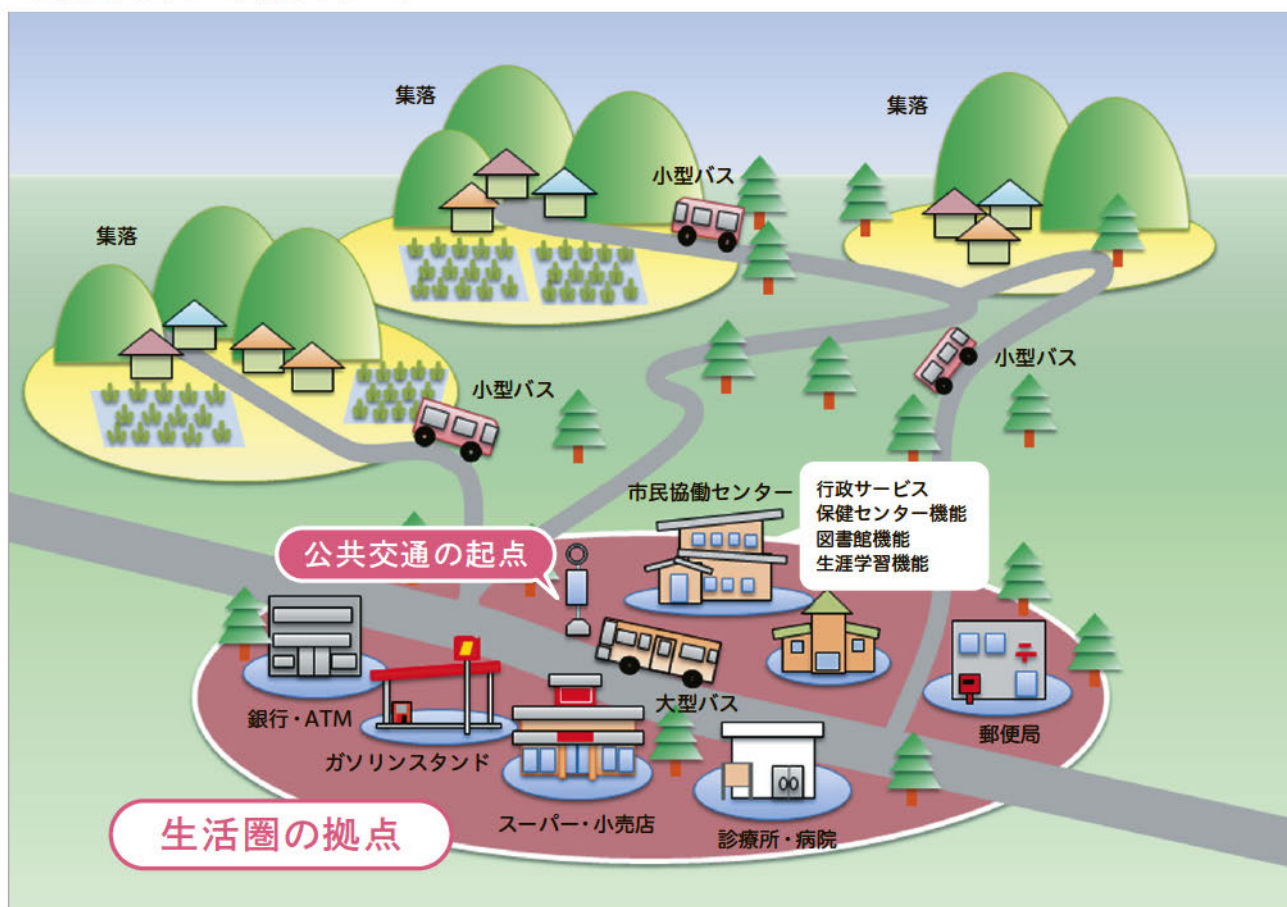
このため、集落・地域間の結びつきが強い町域を一つの生活圏と捉え、「生活圏内」及び「生活圏と生活圏」など、相互の連携を示す「将来の地域構造」を明確にする中で、持続的なまちづくりを進めていきます。

【1】生活圏ネットワーク構想

本市の人口が恒常的に減少していくことによって、経済面では小売店舗、金融機関など、様々な業種の維持が困難となり、市民の身近な生活圏内から必要な機能が失われることで、市民の日常生活が不便になることにつながります。

このため、町域を一つの生活圏と捉え、市民協働センター周辺を小売店舗や金融機関、医療機関、公共施設など、日常生活に必要な機能を備えた「生活圏の拠点」として維持するとともに、「集落と生活圏の拠点」を結ぶ公共交通のネットワーク化を充実することにより、「拠点化」「ネットワーク化」によってコンパクトなエリア内で日常生活に必要な機能が確保できる生活圏ネットワーク構想を行政と民間が一体となり長期的に形成することをめざしていきます。

■生活圏ネットワーク構想のイメージ



【2】人口流出抑制のダム機能

第1のダム機能

市内北部の人口流出を抑制するために、小売店舗、金融機関、医療機関、公共施設などの市民生活に必要な施設・機能を集約し、地域住民の「生活圏の拠点」を構築するとともに、「集落と生活圏の拠点」、「生活圏と生活圏」及び「生活圏と宍粟市の拠点」を結ぶ公共交通のネットワーク化を充実させることにより、「第1のダム機能」として、子どもから高齢者までの誰もが、安心して住み続けることのできる地域づくりを進めていきます。

第2のダム機能

本市の中心市街地の活力の低下はさらなる市外への人口流出につながると考えられます。「第1のダム機能」である「生活圏の拠点」にはない、大型店舗、総合病院などがある市役所周辺を「宍粟市の拠点」として持続・充足することにより、「第2のダム機能」として市外への人口流出の抑制を図っていきます。

第3のダム機能

本市に居住し通勤通学圏内である近隣市町や姫路市を中心とした播磨圏域連携中枢都市圏等を「第3のダム機能」として、産業・観光の振興、公共交通のネットワーク化の充実など、連携強化を図り、大都市への人口流出の抑制を図っていきます。



第1章 宍粟市の将来像

【3】公共交通のネットワーク化

鉄軌道を有しない本市の日常生活は自家用車に大きく依存していますが、高齢化、長寿化が進行する中で交通弱者の移動手段として公共交通は日常生活に欠かせないものであるほか、観光振興などによる広域的な交流を促進するうえでもその果たす役割は極めて重要なものであり、持続可能な公共交通のネットワーク化の検討を進め移動手段の充実を図っていきます。

市内においては「集落と生活圏の拠点」「生活圏と生活圏」及び「生活圏と宍粟市の拠点」等、路線バスによる公共交通のネットワーク化により、市民の利便性の向上を図っていくとともに、さらには市外から観光に訪れる方などの移動手段としても利便性の向上を図ることで交流人口の増加による地域の活性化をめざしていきます。

市外においては民間事業者との連携を図る中で高速バスの便数や広域バス路線網の充実により、通勤や通学、観光に訪れる方の利便性の向上を図るとともに、本市に隣接する近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏などとの連携を図る中で広域的な公共交通のネットワーク化についても研究を進めていきます。



5. 宍粟市の最重要課題とまちづくりのテーマ

【1】最重要課題

人口減少社会に直面している本市では恒常的に自然減、社会減の状態が続いています。

自然減については「未婚化」「晩婚化」「晩産化」などによる出生率の低下が要因の一つと考えられます。また、社会減については進学や就職する年齢以降の若者（15～24歳）の市外への流出が要因と考えられ、将来子どもを産む若年層の流出が、さらに出生数の減少を招くという悪循環を生みだしていると考えられます。

さらに、人口減少社会は単なる人口規模の縮小だけではなく、少子高齢化による生産年齢人口（15～64歳）の減少という「年齢構成のアンバランス」といった側面をあわせ持っており、生産年齢人口の減少は地域産業や地域活動を支える担い手、社会保障分野における負担などに大きく影響すると考えられます。また、本市の合計特殊出生率は昭和60（1985）年の2.30から減少傾向にあり、平成27（2015）年には1.56と少子化が進行しているとともに、市全体として高齢化が進んでいます。

このように人口減少、少子高齢化がより一層進むことは集落・地域の活力の低下、地域経済の衰退、さらには市民が日常生活を営む生活圏において必要な機能が失われるなど、様々な問題が懸念されます。

全国的に人口減少社会に直面する中で、本市の定住人口が増加に転じることは難しい状況にありますが、将来にわたり本市が持続的なまちづくりを進めていくうえでは市民、地域、事業者、団体、議会及び行政が共通認識のもと危機感を持ち、喫緊の課題として人口減少を最小限に止める対策に取り組むとともに人口が減少したとしてもまちの活力を維持するための取組を進めなければなりません。

このため、第2次宍粟市総合計画では人口減少対策を本市の最重要課題と位置づけ、重点的かつ戦略的に取り組むことにより、“宍粟市に住み続けたい、住んでみたい”“宍粟で子どもを産み育て、いつまでも元気に過ごしたい”と思われるまちづくりを進めていきます。

《最重要課題》

人口減少対策

第1章 宍粟市の将来像

【2】まちづくりのテーマ

本市は広範な市域に様々な地域資源を有する豊かなまちです。この中でも特に、その約9割を占める森林は本市の誇る資源であるといえます。森林は木材等の林産物の供給のほかに、水源のかん養、土砂災害の防止、新鮮で良質な農畜産物の供給、渓谷美等による観光振興など、市民生活に深く関わり、多くの恵みをもたらしています。

合併以前には兵庫県と協定を締結し、県民のオアシス「しそう森林王国」として親しまれ、合併以後は林業の再生という目標を掲げ、森林整備を促進してきたほか、宍粟50名山や森林セラピー等、観光や健康づくり、誕生祝い品として贈呈する木のおもちゃの製作や森林での体験活動を通じた郷土愛の醸成など、森林の恩恵を生かしてきました。

人口減少、少子高齢化という大きな課題に直面している現在、このように森林と共に歩んできた「森林と共に生きるまち」であることを再認識する中で、「住まい」「仕事」「観光」「子育て・教育」「環境」「保健・休養」といった様々な面において、森林からの恩恵を最大限に生かしていくことで、宍粟市らしい特色あるまちづくりと新たな付加価値の創出により地域経済を活性化していく必要があります。また、市民、地域・団体、企業、行政相互の連携と、まちで活躍する多彩な人材の育成によって、森林から創まる多様な取組を総合的に展開し、人と自然が輝き活力に満ちた持続可能な地域の創生をめざします。

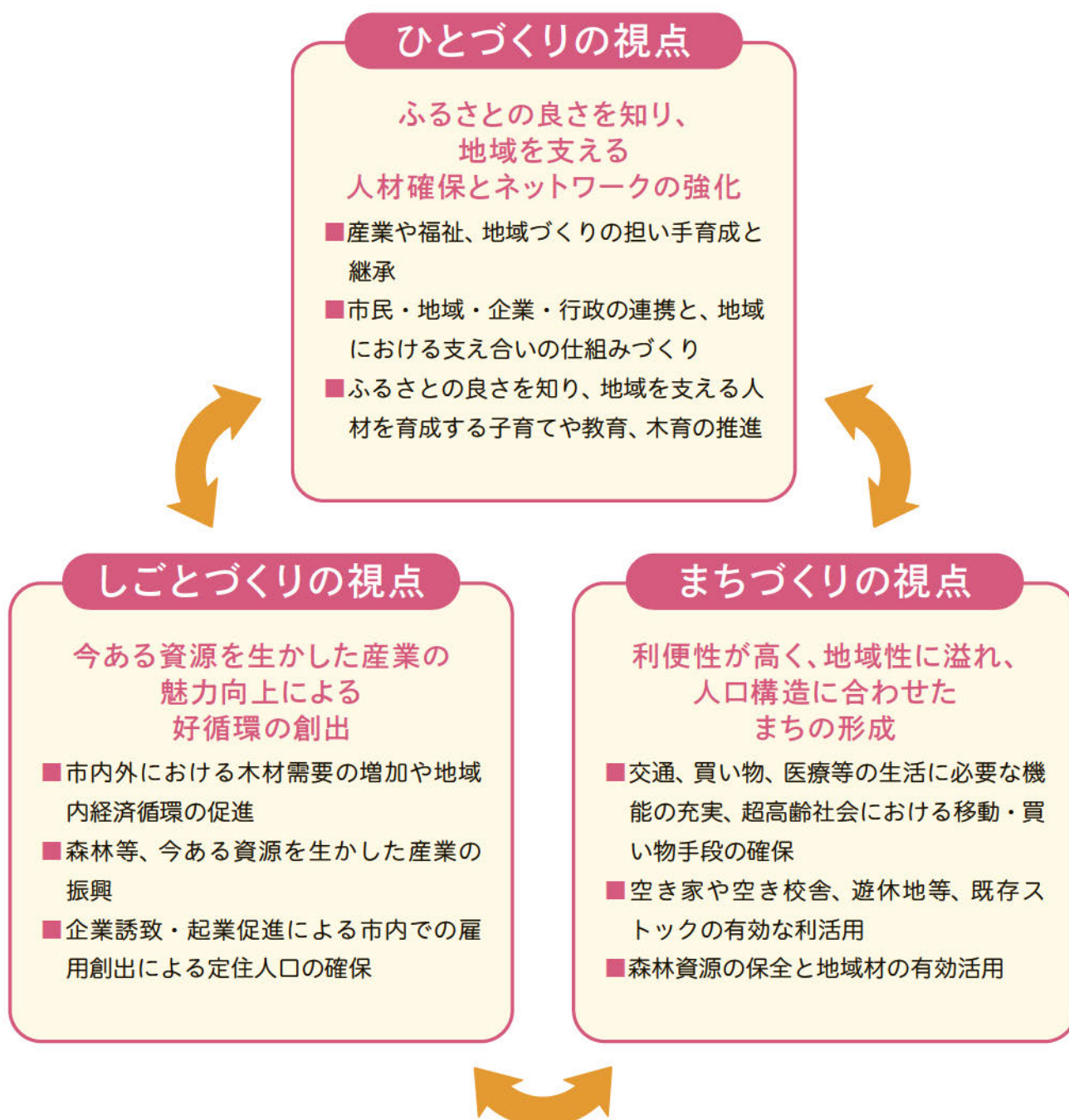
《まちづくりのテーマ》

もり はじ
森林から創まる地域創生

【3】地域創生を進めるための視点

① まち・ひと・しごとの視点

人口減少と地域経済縮小の克服や「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環の確立という国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方を踏まえ、「森林から創まる地域創生」を進めるうえで大切にすべき視点は次の3つです。



第1章 宍粟市の将来像

② 木育の視点

本市の最重要資源である森林の活用に向けて、平成31(2019)年3月にウッドスタート宣言を行い、市民が木に触れ、森林の魅力を感じ、生活に木を取り入れることができるよう、「木育」(木の良さや文化、利用することの意義、森林が持つ役割や環境のことなど、木や森林について、知る・学ぶ・体験するなど関わりを深めていくこと)を推進しています。

今後の木育推進に向けて、すべての年代を通じて木との関わりを深めていく機会を創出するとともに、自然環境の保全や子育て・教育における森林体験、産業での木材利用や加工品の製造、観光産業への活用など、様々な分野で木育の視点を持って取組を進め、市民生活まで木育を浸透させることで、「森林から創まる地域創生」の実現につなげていきます。

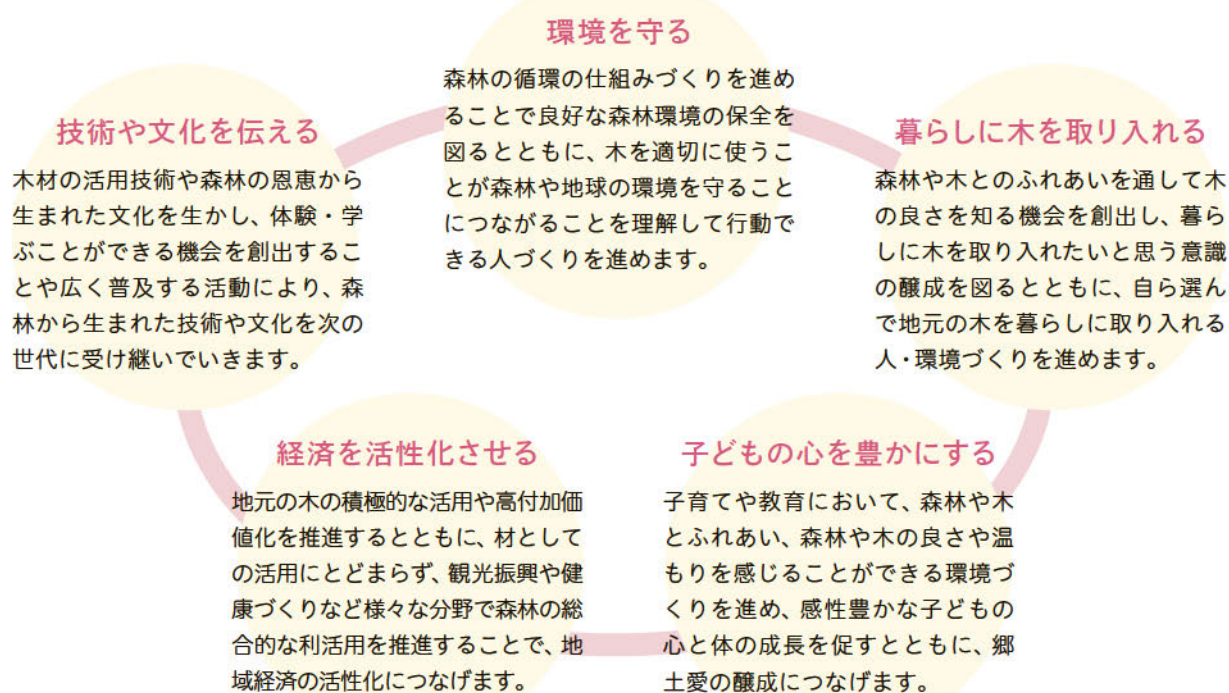
木育の取組

木育による人・環境づくり、意識醸成

森林や木とのふれあいを通して、
その素晴らしさに触れることで親しみを持ち、
森林や木が好きな人を育て、まちへの愛着を育む活動

木育の視点

森林の総合的な利用の推進



実施計画において、具体的な取組をさらに各分野に広げる

森林の総合的な利用の推進につなげる = 「森林」を活用したまちの創造

③ SDGs の視点

《SDGs とは》

平成 27 (2015) 年に国連サミットにおいて採択された SDGs (Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標) は令和 12 (2030) 年を期限とする国際社会全体の共通目標です。

世界が抱える問題を解決するため、持続可能な社会をつくる 17 の目標と細分化された 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念として、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する取組により、「持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざすものです。

《日本における SDGs の状況》

平成 28 (2016) 年 5 月に政府内に SDGs 推進本部を設置し、同年 12 月には SDGs 実施指針が決定されており、各自治体に対し、各種計画や戦略・方針などの策定の際に SDGs の要素を最大限反映するように求めています。

平成 29 (2017) 年 6 月に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生基本方針 2017 に地方公共団体における SDGs の推進が盛り込まれ、経済、社会、環境の調和による持続可能なまちづくりを進めることで、地方創生の目標である「人口減少と地域経済縮小の克服」「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」につながるものと位置づけ、SDGs 未来都市の選定やモデル事業の実施など、自治体における目標の達成に向けたローカル指標としてまちづくり指標を設定し、積極的な取組を促進しています。

《本市における SDGs の進め方》

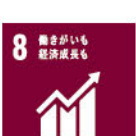
自治体における SDGs を進める考え方として、経済、社会、環境の三側面を統合する施策推進が必要となっています。

「住まい」「仕事」「観光」「子育て・教育」「環境」「保健・休養」といった様々な面において、森林からの恩恵を最大限に生かした地域経済の活性化、市民、地域・団体、企業、行政の連携と、まちで活躍する多彩な人材の育成による持続可能な地域の創生をめざす本市の「森林から創^{もり}まる^{はじ}地域創生」と、そのめざすべき方向性は同一のものといたします。

そのため、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現するという国際社会の目標達成に寄与するとともに、最重要課題である人口減少対策の推進を図るため、第 2 次大津市総合計画における基本施策と SDGs に掲げられた 17 の目標との関連性を整理し、積極的な取組を推進します。

第1章 宍粟市の将来像

■ SDGs の 17 の目標

 1 貧困をなくそう	目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	 10 人や国の不平等をなくそう	目標10【不平等】 各国内及び各国間の不平等を是正する
 2 飢餓をゼロに	目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11 住み続けられるまちづくりを	目標11【持続可能な都市】 包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 3 すべての人に健康と福祉を	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12 つくる責任 つかう責任	目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な生産消費形態を確保する
 4 質の高い教育をみんなに	目標4【教育】 すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5 ジェンダー平等を実現しよう	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う	 14 海の豊かさを守ろう	目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15 陸の豊かさも守ろう	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和と公正をすべての人に	目標16【平和】 平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る
 8 働きがいも経済成長も	目標8【経済成長と雇用】 包括的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用の促進する	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	目標9 【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業の促進、及びイノベーションの拡大を図る	★17の目標すべてについて、平等と非差別の原則と主流化することが重要	

第2章 定住促進重点戦略

人口減少社会に直面している本市において、人口減少への対策は重点的かつ戦略的に取り組むべき課題であり、分野の異なる施策を横断的に展開することで総合的に成果をあげていかなければなりません。

本市の人口減少の主な要因は出生率の低下と若者（15～24歳）の市外への流出と考えられるため、この点に重点を置きながら、市民が「住み続けたい」と思い、積極的な情報発信と交流人口の増加を通じて市外の人々からは「住んでみたい」と思われる宍粟市をめざし、次の4つを定住促進重点戦略と位置づけ、人口減少対策の大局的な方向性を明確にします。

また、定住促進重点戦略にはそれぞれ成果に対する5年後の数値目標を定めます。

■定住促進重点戦略

【住む】	【働く】	【産み育てる】	【まちの魅力】
集落・地域の活性化と移住・定住の促進 ■集落・地域の活性化 ■定住促進や移住希望者の受け入れ促進に向けた体制の構築 ■U/Iターンの促進	雇用の創出と就職支援 ■地元企業・事業者の育成と発展 ■雇用の場の確保 ■若者の就職支援の促進 ■女性・高齢者等の新規就業促進	少子化対策 ■ライフプランを考える機会の創出 ■安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり ■高等学校等における人材育成 ■女性の活躍促進	選ばれるまちづくり ■シティプロモーションの推進 ■広域連携によるまちの魅力向上 ■移住促進につながる交流の活発化（関係人口の創出） ■文化・スポーツ・健康で魅力づくり

【1】集落・地域の活性化と移住・定住の促進

【数値目標】転出超過を年間245人までは正（平成27（2015）年国勢調査：年間359人）

過疎化・少子高齢化が進行する中では日常生活に最も身近な集落・地域の活性化がまちの推進力につながります。このため、市民、地域、団体などが行政と一体となって主体的に地域づくりを進める自主自立のまちづくりを進める中で、いつまでも住み続けられ生活しやすい環境づくりとして、生活圏の拠点づくりや持続可能な公共交通の確保が必要となります。

また、新たな地域活動を創出していくため、活動をリードする人材の育成や外部人材を積極的に受け入れる地域の体制づくりや自然豊かな本市への移住を希望する人の受入に向けた住宅施策のほか、移住後のフォローアップを充実することで移住後の不安を解消し、U/Iターンなどの移住希望者をスムーズに受け入れるための仕組みづくりを構築していくことが必要です。

第2章 定住促進重点戦略

【2】雇用の創出と就職支援

【数値目標】就業率の現状維持(平成27(2015)年国勢調査:56.9%)

人口減少が続いている中、雇用の場の確保は市民生活の安定を図るとともに、これからの地域社会・経済を担う若者の定住につなげるうえでも重要な課題です。

このため、林業、農業、商業、工業、観光など、各産業の活性化と異業種の連携によって、雇用の創出に向けた積極的な産業振興策を講じることが必要です。また、女性の活躍や高齢者などの就業促進による働き手の確保を含め、このような取組が地域における経済循環の活性化につながることが期待されます。

さらに、若者が本市に住みながら市内又は通勤圏内に就職できるということは定住促進だけでなく、将来的には結婚・出産による人口の増加につながることが期待されることから、若者の就職支援についての取組が必要です。

【3】少子化対策

【数値目標】年間165人の出生数(令和2(2020)年国勢調査:年間202人)

少子化の主たる要因は「未婚化」「晩婚化」「晩産化」、さらには経済的、身体的、心理的負担感や、仕事と家庭の両立が困難であることなどによる「夫婦の出生力の低下」といわれています。本市の合計特殊出生率は、かつては国・県を大きく上回っていましたが、近年は低下傾向にあり、国・県の水準に近づきつつあります。

このため、女性が社会の中で自分らしく活躍することができるとともに、結婚、妊娠、出産、子育てに関する不安や問題を取り除き、それを望む人の願いが叶う取組を進めていくことが必要です。また、子どもや子育て世帯が周りの人々に見守られ安心して健やかに暮らすことができる地域の実現をめざし、市民、地域、事業者、団体及び行政が一体となって推進することが必要です。

【4】選ばれるまちづくり

【数値目標】年間116.5万人の観光入込客数(令和元(2019)年度:97.9万人)

全国的な人口減少が進行する中で、どの地方自治体においても地域の魅力を高める取組が進められています。本市としてもさらなる魅力の向上を図り、積極的に情報を発信することにより、市民には「住んで良かった」「住み続けたい」と思われ、市外の人々からは「訪れたい」「住んでみたい」「ビジネスをしたい」と思われるなど「選ばれるまち」となることが重要です。

このため、市内においては「森林」の魅力を中心に文化・スポーツ・健康づくりなど、様々な体験を通じ感じられる本市の魅力を市民、地域、事業者、団体及び行政が共有する中で郷土愛を高めていくとともに、市外に向けては本市の魅力を積極的に情報発信していくことで、本市のイメージと認知度を高めることが必要です。また、近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏などと連携することにより、広域的に魅力を発信していくことも必要です。

このような取組が進むことにより、本市に興味を持つ人、関わりがある人を増やすことで、訪問、滞在等による交流人口、出身者やしごと・学びの体験などによる関係人口が増加し、さらには移住促進につながることが期待されます。

第3章 基本目標と基本方針

将来像の実現に向けて、大きく2つのまちづくりの基本目標と7つの基本方針の方向を明らかにし、計画的かつ総合的なまちづくりを推進します。

基本目標

1

住み続けたい、住んでみたいまち

人口減少・少子高齢化が進む中では市民が「暮らしやすい」「いつまでも住み続けたい」と本市で暮らすことを誇りに思い、また、市外の人からは「訪れたい」「住んでみたい」と思える魅力あるまちを築いていくことが重要です。

このため、日常生活における生活基盤の維持、充実及び防災・防犯の強化を図るとともに、本市の豊かな自然環境を保全し、さらにはその地域資源を生かし地域産業を活性化させるなど、市民が快適で安全・安心に暮らし、地域経済に活力を生み出すまちづくりをめざします。

基本方針1 魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり

地域経済の活性化を図るためには林業、農業、商業、工業、観光などの地域産業の振興を図り、安定した雇用環境を整備していくことが重要です。それぞれの産業分野で対策を強化することに加えて、相互の連携を強めることにより新たな取組を始めることが求められています。

地域経済活性化の原動力として農林業の振興に努め、地産地消や地域ブランドの推進、6次産業化などによる新たな商品やビジネスの創出に向けた仕組みの構築に取り組みます。同時に、豊かな自然や歴史文化を地域資源として最大限に活用し、宍粟市ならではの観光サービスや商品を開発することによって関係人口・交流人口を拡大し、これを定住人口の拡大につなげていきます。

基本方針2 環境にやさしく快適に暮らせるまちづくり

私たちの生活に潤いをもたらす森林や田園、水辺空間のほか、生活の一部として形成されてきたまち並みなどの環境や景観を保全しながら、観光資源としての価値を高め、先人から受け継いできた貴重な財産として次の世代へ引き継ぐ必要があります。

この豊かな環境を本市だけのものではなく、地球規模における環境問題を意識して捉え、「2050年のカーボンニュートラル」を視野に入れ、地球温暖化対策や省エネ対策、ごみ減量化や再使用、リサイクルを促進するなど、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築をめざすとともに、再生可能エネルギーを有効活用することで地域産業の活性化につなげていきます。

また、市民生活に身近な道路や上下水道など、生活基盤の整備や維持管理を計画的・効率的に進め、地元で暮らしたいと願う若者をはじめ一人でも多くの人定住できる環境を整備していくことが必要です。そのため、宍粟市らしい自然と集落が調和した良好な住環境を形成します。

さらに、日常生活の利便性向上を図るため、道路ネットワークの形成に向けた取組を進めるとともに、人口減少に伴い増加する空き家を地域資源として活用し、良好な生活環境の保全や定住促進を図ります。

第3章 基本目標と基本方針

基本方針3 定住魅力の高いまちづくり

全国的に若年層を中心とした東京圏などの都市部への一極集中が続いており、地方における人口減少に歯止めがかけられていない中で、市町村が人口規模を維持していくためには定住したいと思える魅力を高めることが求められています。

市内各地域において、それぞれの地域の特色を生かしながら快適に暮らすことができる環境となるよう生活圏の拠点を形成し、その機能の充実を図るとともに拠点間や近隣市町をつなぐ公共交通ネットワークの充実を推進します。

また、市民が住み続けるための支援、市外からの移住を受け入れるための支援として、住まいに関する各種助成制度や空き家の有効活用、雇用対策の推進、出会いの場の創出による結婚支援、移住を希望する人や移住者に対する情報提供・フォローアップ、関係人口・交流人口から定住人口へのつなぎなど、移住・定住促進のため取組を推進します。

基本方針4 安全で安心なまちづくり

市民の生命・身体・財産が守られ、災害に強く、犯罪や事故の少ない、安全で安心なまちづくりが求められています。

今後発生が懸念される大規模地震や豪雨などの自然災害に対しては防災・危機管理体制の充実や地域における防災力の向上を図るとともに、本市の地形的な特徴から大雨に伴う洪水や土砂災害の防止、治水・治山対策を積極的に推進します。また、火災や多様化・凶悪化する犯罪、交通事故などから一人ひとりの生命と暮らしを守るため、「自助」「共助」「公助」による協働の理念のもと市民、地域、行政の連携を密にし、地域力を生かした安全・安心なまちをつくります。

さらに、市民が安心して消費生活を送ることができるまちであるために、消費生活に関する相談支援や情報提供を行い、環境や労働問題等の人権問題、社会、地域などの持続可能性に配慮した消費行動を促し、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成する「消費者市民社会」づくりを推進します。

基本目標

2

安心して子どもを産み育てられ、 いつまでも元気に過ごせるまち

人口減少・少子高齢化が進む中では子どもから高齢者までの誰もが、住み慣れた地域で、安心して健康にいきいきと暮らし続けることができるまちを築いていくことが重要です。

このため、保健・医療・福祉の連携及び子育て・教育環境をさらに充実させることにより、すべての市民が、生涯を通じて健やかに暮らせ、また安心して子どもを産み育てられるまちづくりをめざします。また、市民一人ひとりが生きがいを持ち、より充実した人生を過ごすことができるよう、生涯を通じていきいきと学べるまちづくりをめざします。

基本方針5 子どもが健やかに育つまちづくり

子どもは地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来の宍粟市を創る力となります。子どもの健やかな成長と子育てを支えることは地域社会にとって、とても重要なことです。

本市では子どもと家庭の「つながり」はもちろん、家庭と地域が「つながり」、地域が子どもを「はぐくみ」、子どもが健やかに成長し地域の未来を「はぐくんでゆく」。このようなまちの将来を描き、すべ

ての子どもが輝くための取組を進めていきます。

このため、安心して子どもを産み育てることができる環境をより一層向上させるとともに、就学前の幼稚園・保育所・認定こども園において、子どもの集団規模が小規模化し、健全な成長を保つことが難しくなるなどの社会環境の変化に対応していくため、幼保一元化の推進をはじめ豊かな人間性と社会性が養われる教育・保育環境の充実に取り組んでいきます。また、子どもたちが健やかに育ち、心豊かで、確かな学力とたくましく生きる力を身につけられるよう、家庭、地域、学校、行政が相互に連携協力し、地域総がかりの学校づくりに取り組んでいきます。さらに、子どもたちに地域の良さを伝え、地域資源を活用することにより、自分の生まれ育った地域に愛着や誇りを持つ子どもの育成を推進します。

基本方針6 保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり

人口減少と少子高齢化が進む中、保健・医療・福祉の連携を図り、健康の保持増進と病気の予防・早期発見に努めるとともに、病気になっても早期治療が受けられる医療体制の確保や、高齢者、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉体制の充実に努めます。

そこで、すべての市民が生涯を通じて健やかに暮らすことができ、支援が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステム の概念に基づき、介護・医療・予防が一体的に提供されるとともに、生活の基盤となる住まいの確保と生活支援・福祉サービスが幅広く受けられる体制の構築に努めます。

基本方針7 心豊かにいきいきと学べるまちづくり

人々が活躍できる自己実現の場や機会を充実することは地域への誇りや愛着、郷土愛を育むとともに、まちの活性化につながります。そのため、生涯学習やスポーツ、文化・芸術活動の活発化に努めるとともに、それらの成果を地域づくりにつなげる仕組みを構築し、心豊かで魅力的な人を育み、まちの活性化を図っていきます。この地域づくりにあたっては自分たちが住む地域を見つめなおすことや地域の様々なことを調べるにより、人と人との接点が生まれ、新しいものを発見し地域おこしにつなげていくという「地元で学ぶ」といった考えを基本に、地域の持っている力、人の持っている力を引き出し、本市にある多彩な資源を生かしながら、様々な活動の推進に努めます。

また、人々が性別や年齢などを問わず、誰もが個性と能力を十分に発揮しながら、いきいきと活躍することが可能となる社会をめざし、人権尊重のまちづくりを推進します。



第4章 計画の着実な推進に向けて

人口減少、少子高齢化、過疎化の進行や高度情報化の進展、人々の価値観やライフスタイルの変化等、社会情勢の変化に伴い、地域コミュニティ機能の低下、さらには市民ニーズの多様化・高度化などにより、市民個人の努力や行政だけでは対応できない課題が増えています。この課題を解決していくためにはあらゆる分野において市民、地域、事業者（企業）、団体など、多様な主体と行政が協働により、自主自立のまちづくりを進める必要があります。

また、これからのまちづくりにおいてはあらゆる分野で男女共同参画の理念に基づく取組を進め、家庭や職場、地域における理解の浸透を図るとともに、市内外から「選ばれるまち」としてのシティプロモーションの充実や、「人生100年時代」といわれる中で、誰もが生涯にわたって活躍できる環境づくりが求められています。

加えて、防災・減災の取組により災害に強いまちづくりをめざす地域強靱化の推進や、デジタル技術の浸透による社会変革をめざすデジタルトランスフォーメーション（DX）への対応、ポストコロナ社会の中での新しい暮らし方や働き方等への対応など、時代の変化に即したまちづくりを進めます。

さらに、厳しい財政状況が見込まれる中で、第2次宍粟市総合計画の着実な推進に向けて、財源確保は必要不可欠であり、より一層効率的・効果的な行財政運営に努めるとともに、広域化する行政需要には近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏などと連携を図る中で、効果的な取組を進めていく必要があります。

1. 参画と協働のまちづくりの推進

【1】多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進

従来のまちづくりは行政があらゆる公共サービスの担い手として位置づけられてきましたが、人口減少、少子高齢化、過疎化の進行等、社会情勢の変化に伴い、地域コミュニティや子育て・福祉分野などにおいて新たな課題が発生する中では市民個人の努力や行政だけでは対応することが困難な事例が多くなっています。

一方、近年、市民においては「社会の役に立ちたい」、「地域活動に積極的に関わりたい」という思いから、まちづくりに貢献する活動団体などへ参加される人も見受けられ、また事業者（企業）においても、社会貢献活動に取り組む動きが広がりを見せています。

平成23（2011）年3月に宍粟市自治基本条例を制定している本市においては市民、市民の日常生活に密着した自治会や地域、さらに団体や事業者（企業）など、多様な主体が、新たな公益を担う自立した存在として行政と対等な立場で連携・協力し、協働の関係を築きながらまちづくりを進めていかなければなりません。

そこで、市民に対しては市民と市民、市民と行政の協働に対する意識の向上をより一層図っていくとともに、行政職員も多様な主体との協働によるまちづくりに対する意識の向上を図っていきます。また、市民と行政職員が共にまちづくりに関わり、実績を積み重ねることが協働の気運を高めることにつながると考えられるため、誰もがまちづくりに参加でき、市民と行政がより密接な連携を深めていく仕組みを構築していきます。

【2】情報共有の推進

市民の参画と協働のまちづくりを進めるためには市民と行政が互いに持っている情報を共有し、対話し、理解し合う中で、信頼関係を築いていくことが重要です。

本市では広報しそ、ホームページ、しーたん通信、しそチャンネル、フェイスブック、ライン等、様々な広報メディアを活用して情報発信を行うとともに、市民提案制度、タウンミーティング、市民アンケート、パブリックコメントなどを通じて、市民の意見を行政に幅広く取り入れる機会を設けています。市政の透明性をさらに高めるうえでは市民の理解を深めるための課題などを市民目線で精査し、そのうえで行政運営が市民に正しく理解され、関心が持たれる情報を発信するとともに、市民からの意見・情報の聴取手段のより一層の充実を図っていきながら、情報が共有され、対話を通じ、市民と行政による協働のまちづくりを推進していきます。

【3】人づくり、リーダー育成の推進

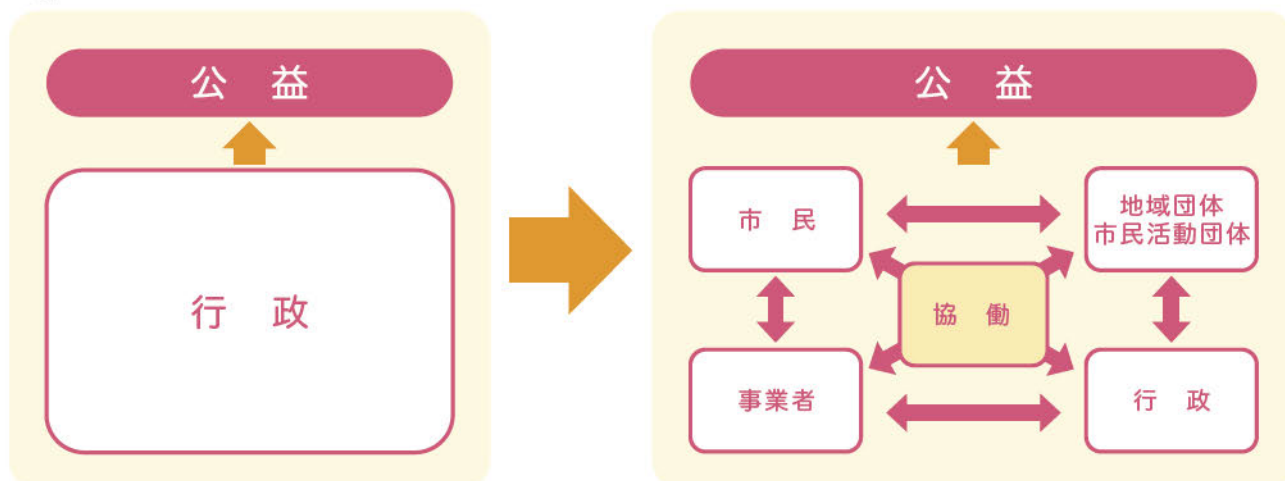
市民と行政が、本市の将来像の実現をめざし、共通の目標・目的のもと、郷土愛を育みながら共に知恵を出し合い、力を合わせたまちづくりを進めていくうえでは人づくりとともに、様々な分野でまちづくりを牽引するリーダーとなる人材を育成していくことが重要な課題となっています。

このため、活動におけるリーダーシップや活動の組み立て方、組織運営のマネジメントなど、必要な知識や技術を身につけるリーダー養成の機会を創出し、その成果が地域に生かされる仕組みづくりに重点的に取り組みます。また、地域おこし協力隊や移住者など、市外からの人材が活躍できる仕組みづくりや、受入体制を構築します。

さらに、地域コミュニティ活動やボランティア・NPO 活動等、市民公益活動への支援などに努め、市民の自主的、主体的なまちづくり活動が持続・発展的に展開されるよう支援するとともに、活動を支え、担っていく人材の確保・育成も重要なことから、様々な分野において人づくりや交流の場をつくることで、次代を担う子どもたち、女性、高齢者を含め、多様な市民の積極的参加を促しながら取組を進めていきます。さらに、行政職員に対しては地域活動やボランティア活動に対する意識を高め、協働のまちづくりをリードできる人材としての養成に努めていきます。

このような取組を通じ、市民活動をより一層活発化させるため、市民が集い、自由に相談・情報交換などができる交流拠点づくりについて検討します。

■新たな公益のイメージ



※公益：公共の利益を縮約した言葉であり、ある社会を構成する個人や集団の私的利益に対して、その社会の全構成員に関わる共通の利益を指す。

※市民公益活動：まちづくりに貢献するため市民が自主的に行う活動（自治基本条例第22条）。

第4章 計画の着実な推進に向けて

2. 男女共同参画の推進

性別などに関わらず、あらゆる分野に参画し、共に責任を担うことで、誰もが自分らしく生きることができる男女共同参画社会を実現するため、正しい認識を持つことができるよう、様々な機会を通して啓発活動を行うとともに、家庭や地域・学校・職場などにおいて男女共同参画に関する教育・学習を推進します。

また、まちづくりにおける女性の参画や活躍を推進するため、家庭や地域、職場などにおける仕組みづくりや働きかけを行います。

さらに、互いの身体的性差を理解し合い、相手を思いやるとともに、「男性」「女性」といった性別だけではなく、多様な性について知り、一人ひとりの性のあり方を尊重することができる社会を構築します。

こうした考え方に基づき、あらゆる分野において市民、事業者、団体、教育関係者、行政などが連携し、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的・効果的に取り組みます。

3. シティプロモーションの推進

人口減少や地域の衰退が懸念される中で、今後も継続的に発展を続けていくためには「選ばれるまち」として本市が有する豊かな自然、歴史、文化、風土、産業や暮らし等の魅力と地域づくり活動や移住・定住、企業誘致や就職・子育て支援等の取組を組み合わせた情報発信など、まちのイメージアップやブランド化に向けた、シティプロモーションの充実が重要となります。

「住み続けたいまち」として、広報メディアやイベントなどを通して本市の魅力を積極的に発信していき、市民が本市の魅力を理解し、関心を持つことによって、連帯感を高めていき、市民へのシビックプライド(まちへの誇りや愛着心)の醸成を図ります。

また、「住んでみたい、訪れたいまち」として、本市の地域資源の情報分析によるターゲットの絞り込みやニーズの明確化を図ったうえで効果的に情報を発信していくとともに、市民と行政のみならず、市外の人にも魅力が発信できる仕組みの構築や、民間のノウハウを活用することで、本市の認知度の向上やまちのブランドイメージの構築を図っていき、来訪者、移住者のさらなる増加をめざします。

4. 「生涯活躍社会」の実現

人口減少、少子高齢化により生産年齢人口が減少する中でも地域の活力を維持していくため、子どもから高齢者まで、すべての市民があらゆる場面で活躍することができる「生涯活躍社会」の実現をめざします。市民一人ひとりが価値観やライフステージに応じて希望する暮らし方、働き方、学び方を生涯にわたって選択できるよう、健康づくり・介護予防の促進による体力向上や健康寿命の延伸を図るとともに、基礎学力の修得や、人生100年時代に合わせ生涯にわたって「教養」を身につけ、人生を豊かにする生涯学習の支援、学んだ知恵や知識を地域社会に還元することなど、生涯を通じた学びの機会の確保を図ります。

また、市民、事業者(企業)、行政が共に「生涯活躍社会」の実現に向けた地域づくりを進めることが重要です。経済的な自立に加え、年齢、性別、障がいの有無等に関係なく働くことができる環境やワーク・ライフ・バランスの実現、社会とのつながりを保つことで生きがいを感じるなど、あらゆるニーズに応じた多様な働き方や雇用機会の確保を図ります。

こうした取組により、人生100年時代を健康で豊かに自立して暮らすことができる地域づくりを行います。

5. デジタルトランスフォーメーション(DX)による社会変革への対応

デジタル技術の浸透により生活をあらゆる面で良い方向に変化させ、住みやすいまちづくりにつなげていくデジタルトランスフォーメーション(DX)が進んでおり、社会に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

インフラや制度、組織のあり方、生産方法等に AI、IoT 等のデジタル技術が導入され、それらを最大限に活用できる新たな社会・経済システムが生まれることによる暮らしの利便性の向上や働き方の変化とともに、地方自治体では行政事務への RPA や AI の導入による定型業務の効率化や行政手続きのオンライン化など、行政サービスの向上も期待されています。

一方で、デジタルトランスフォーメーション(DX)に対応するにはデジタル技術の仕組みを理解し、使いこなしていくための知識の習得や専門的な人材の確保が必要となります。

本市においてもデジタル人材の育成・確保を進めつつ、安全・安心な地域社会の実現、利便性の高い市民サービスの提供、行政コストの削減、自治体間の連携強化による広域的な行政サービスの展開等、あらゆる分野においてデジタルトランスフォーメーション(DX)を進めることで、市内で生活する人や働く人、市外から訪れる人などの誰もが暮らしやすく、便利で安全・安心なデジタル社会の実現をめざします。

6. ポストコロナ社会への対応

令和元(2019)年12月に初めて確認された新型コロナウイルス感染症は世界規模で流行し、日本でも令和2(2020)年に国による緊急事態宣言が発令され、不要不急の移動自粛や学校の休業、商業施設等への休業要請など、市民生活・経済に大きな影響が出ました。

一方で、感染拡大を予防する対策が進み、社会・経済活動や人々の行動・意識・価値観の変容がもたらされ、テレワークやオンライン授業、電子決済の普及など、生活のあらゆる場面でデジタルトランスフォーメーション(DX)が加速し、先端技術の活用による社会のあり方や仕組みの変革が進みつつあります。

また、都市部への人口集中の課題が浮き彫りとなり、暮らし方や働き方が変化する可能性も指摘され、都市部に比べ過密状態になりにくい地方移住が促進されることも予想されます。

そのため、本市においてもあらゆる場面における先端技術の活用促進や、本市での暮らしの魅力発信を進めるなど、ポストコロナ社会における課題の解決と変革への対応を進めていくこととします。

第4章 計画の着実な推進に向けて

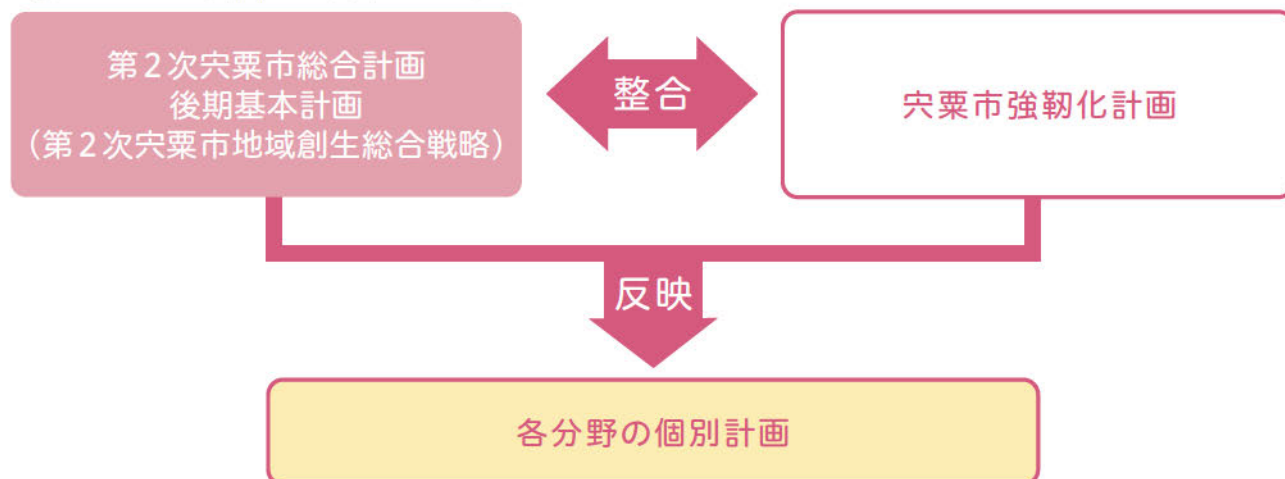
7. 地域強靱化の推進

本市の豊かな自然は市民や来訪者等に多くの恵みをもたらし、地域活力の源となっている一方、台風、大雨、地震などによる被害拡大の原因ともなり、私たちの日常を一瞬にして奪うこともあります。局所的短時間豪雨災害等の頻発化・激甚化や南海トラフ地震、山崎断層帯地震などの発生が懸念される中、本市においてもこうした災害への対応を強化することが求められています。

国では東日本大震災など、過去の災害による甚大な被害に対して、長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。これを避けるため「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25（2013）年法律第95号）」が施行され、大規模自然災害などに備えた強靱な国づくりに向け、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するための取組を推進しています。

本市においても、どのような大規模自然災害などが起こっても機能不全に陥らず、元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるため、本計画と整合を図りながら別に定める「穴粟市強靱化計画」を各分野の個別計画の地域強靱化に関する指針として、今後起こりうる自然災害の想定と、災害時における対応方針の適宜見直しを図りつつ、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくこととします。

■ 総合計画と地域強靱化計画、個別計画の位置づけ



8. 持続可能な行財政運営の推進

【1】効果的・効率的な行財政運営の推進

将来的に厳しい財政状況が見込まれる中で、第2次穴粟市総合計画を着実に推進していくためには歳入確保と歳出抑制を柱とする行財政改革の推進を図り、健全で計画的な財政運営を行っていく必要があります。一方で、限られた財源の中で何を優先して行い、何をやめるのかを選択し、今まさにやるべきこと、やらなければならないことは積極的かつ集中して取り組む必要があります。

歳入の確保に向けては徴収率向上への対策強化や、広告料収入・寄付金収入の増加、市有財産の有効活用などにより財源の確保に努めます。

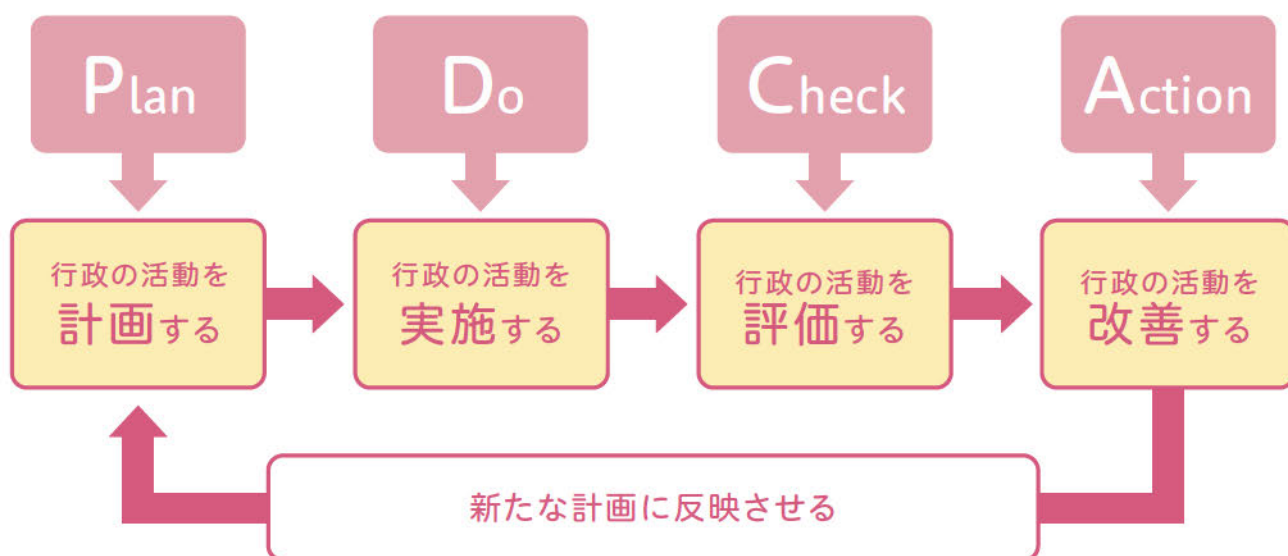
歳出の抑制に向けては第2次穴粟市総合計画に位置づけた取組を着実に推進するとともに、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルにより進捗管理を行い、適宜事業の見直しを行うなど社会の変化に対応した行政運営を行います。また、長期的・計画的な視点から公

共施設等の更新・統廃合、長寿命化の推進など、将来を見据え、収入に応じたバランスのとれた支出となる取組を進めていきます。職員数が減少しても、多様化・複雑化する市民ニーズに迅速に対応できるよう、スリムで効率的な組織体制の構築、職員の能力向上などに取り組んでいきます。

さらには行政運営が市民に正しく理解され、関心が持たれる情報を発信するとともに、市民からの意見・情報の聴取手段をより一層充実させるなど市政に反映させる取組を進めるとともに、政策立案や計画を策定する段階における市民の参画を推進していきます。

このように、最小の経費で最大の効果をあげる取組に努め、健全で持続可能な行財政運営を推進します。

■ PDCA サイクルによる行政運営の推進



【2】広域連携の推進

市民の日常生活や経済活動が広域化し、市民ニーズが多様化・高度化する中で、行政区域を越えた行政需要に対応するためには近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏などとの連携による行政の広域化がますます重要になると考えられます。

特に、地勢的、歴史的、文化的につながりの深い播磨圏域連携中枢都市圏や播磨科学公園都市圏域定住自立圏については人口減少、少子高齢化、経済の停滞等の課題を共有する中で、行政サービスの効率化、地域の魅力の創出と情報発信、さらには地域産業の活性化などを図っていくため、各市町との連携のもと圏域の潜在力を生かすことにより、より効率的で効果的な質の高い取組を展開していきます。

また、今後は観光、防災、道路網、公共交通など、様々な分野において、隣接する但馬地域や県域を越えた近隣市町と広域連携を展開していくための方策について、検討・推進に努めていきます。

第4章 計画の着実な推進に向けて

計画の全体像

